

平成30年第4回
笠置町議会定例会会議録
(第3号)

平成30年12月26日

京都府相楽郡笠置町議会

平成30年第4回（定例会）
笠置町議会 会議録（第3号）

招集年月日	平成30年12月26日 水曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	平成30年12月26日 9時31分			議長	杉 岡 義 信	
	閉 会	平成30年12月26日 16時19分			議長	杉 岡 義 信	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 8名 欠席 0名
	1	西岡良祐	○	5	大倉 博	○	
	2	西 昭夫	○	6	松本俊清	○	
	3	向出 健	○	7	坂本英人	○	
	4	田中良三	○	8	杉岡義信	○	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の職氏名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 9名 欠席 0名
	町 長	西村典夫	○	人権啓発 課 長	増田好宏	○	
	副 町 長	青柳良明		地方創生 担当参事 兼 保健 福祉課長 事務取扱	東 達広	○	
	総務財政 課 長	前田早知子	○	税住民課長	由本好史	○	
	商工観光 課 長	小林慶純	○	総務財政 課 担 当 課 長 兼 会 計 管 理 者	岩崎久敏	○	
建設産業 課 長	石川久仁洋	○					
職務のため 出席した者 の職氏名	議会事務 局 長	穂森美枝	○	議会事務 局 次 長	草水英行	○	
会 議 録 署 名 議 員	2 番	西 昭 夫		3 番	向 出 健		
議 事 日 程	別紙のとおり						

会 議 に 付した事件	別紙のとおり
会議の経過	別紙のとおり

平成30年第4回笠置町議会会議録

平成30年12月12日～平成30年12月26日 会期15日間

議 事 日 程 (第3号)

平成30年12月26日 午前9時31分開議

第1 一般質問

第2 閉会中の継続審査及び調査の件

追加日程第1号

第1 議長辞職の件

追加日程第2号

第1 議長の選挙

追加日程第3号

第1 副議長辞職の件

追加日程第4号

第1 副議長の選挙

追加日程第5号

第1 議席の一部変更の件

開 会 午前9時31分

議長（杉岡義信君） 皆さん、おはようございます。

本日も議場の照明器具にふぐあいが生じていますので、傍聴席には代替の器具をあらかじめ設置しております。御理解のほどよろしくお願いいたします。

また、本日は児童の傍聴を許可していますので申し添えます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

議長（杉岡義信君） 日程第1、一般質問を行います。

第2日目に引き続き、行います。

質問時間は、議員の持ち時間を30分以内とし、答弁の時間は含みませんので申し添えます。

質問及び答弁は簡明にして、通告以外の質問はしないでください。一般質問は通告制ですので、関連質問は許可されません。

6番議員、坂本英人君の発言を許します。坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。

通告書に基づき、質問させていただきます。

まず初めに、今回はもう観光を全面に質問させていただきたいと思います。笠置の観光で、平成30年笠置夏まつり実施計画から質問させていただきます。

この開催概要にあります目的の中でうたわれていますのが、町内の各種団体が協力し、地域の人々と観光客等のコミュニケーションを図り、地域の活性化を目指しますと目的でうたわれています。具体的にどのように取り組まれたのか、質問いたします。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回、夏まつりにつきましては、区長、観光笠置、商工会、雇用創造協議会、まちづくり会社、町で構成する企画運営委員会を主体に事業に取り組みました。主な取り組み内容は、例年課題となっております交通渋滞対策に取り組みました。パークアンドライド、笠置大橋南下規制など新たな取り組みに取り組みまして、結果、スタッフ、関係者、関係団体の方々、多くのお力添えで重大な交通渋滞も発生せずに、警察からは大きく評価をしていただきました。

もう一点、コミュニケーションという点でございますが、従来のような町外の方々に対する、特に以前ありましたような魚つかみなどは実施せず、例年どおりの花火大会ということで、町内の方々が出店するなどで迎え入れるという体制のコミュニケーションを図ったというような内容でございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） じゃ、昨年度と違った取り組みというのはどういう点なんですか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

昨年度、変わった点と申しますのは、昨年度までは各イベントごとに実施委員会を立ち上げておりましたが、今回は1年間を通じた四季彩祭実行委員会という体制づくりが昨年度との大きく変わった点でございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） ことして30回実施され、今後も補助金を頼りに実施されていくであろうこの笠置夏まつり、このイベントが町のためになるのでしょうか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃるように、毎回補助金頼みでやっておりますが、今後も毎回の補助金の予算化、また協賛金などでやっていく方法には限界が来ていると思っております。新たな財源確保、また実施の意義というものが明確にならなければ、存続というものが厳しくなってくるというふうに考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 続いて、イベントという点におきましては、鍋フェスタ、こちらも同様に、今年度で9回目を迎え、多くの来場者が見込めるイベントにはなりましたが、来場者数をふやすことが成功のように思われているような感覚を実際、祭りの参加者として今回思うことがありました。来年度、鍋フェスタが実施されれば、10回目の節目の年になります。夏まつり同様、大きなコストがかかるこの事業、補助金ありきの事業を続ける——全く夏まつりと一緒です——意味があるのか。これからはどのように運営することが望ましいのか、お聞きします。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

国民文化祭をスタートといたしまして、多くの方々の御理解、御協力をいただきまして9回目を迎えることができました。来年度以降のことということでございますが、鍋フェスタ自体が単なる人を集めるイベントではなくて、鍋フェスタ、まさに鍋、食文化の情報発信ということで、その点につきまして、鍋フェスタのもっと質、クオリティーというものを上げるということに、また原点に立ち戻ることが必要だと考えております。

議員おっしゃるように、夏まつり同様、今後もこのような予算化をこのまま続けていくのかということでございますが、こちらにつきましても新たな財源確保、また実施の意義というものを明らかにしながら実施していかなければならないというふうに考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 坂本です。

運営に当たり、変革を求めないといけないという答えではありますが、じゃ実際、今回もKBS京都に受注していただきましたが、それに基づいた笠置町独自の仕様書というものは、夏まつりについてもそうですけれども、存在するのかどうか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

仕様書という点で、明確な細かい詳細事項まで記しております笠置町実行委員会としての仕様書というものは不十分というふうに考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 坂本です。

不十分であると。何が言いたいかというのは、普通の、普通のという言い方はおかしいですね。いわゆる世間一般で事業をしていくと、会社を起こして事業をしていくときに、みんな資本金を動かしながら仕事すると思うんですよ。行政の場合は、それを例えるならば、毎年毎年イベントでいえば補助金、夏まつりでいえば280万円、鍋フェスでいうたら380万円ぐらいですかね。このお金を、夏まつりはもう30回使うておるわけですよ。鍋フェスでいうたら9回使っているわけですよ。

本来望ましい、民間が行政のほうから補助金を願おうと思ったら3年で打ち切られるんですよ。3年のうちに自走しなさいよと。最長でも5年ぐらいですかね。そういう中でやっておるのに、行政がイベントをすれば30年もお金もらい続けられると。町のためになっているのかどうなのかみたいな、にぎわい創出はできているでしょうと。ただ、実際町の人がそ

れで何を潤いとするのか、幸せとするのか。実際にクラウドファンディングを行えば2万2,000円という結果が出る、それでも笠置町はそこに30年間投資し続けた。こういうことが今、笠置町に問われているんですよ。

今まではそれでよかった。過去は何言っても戻ってくることはないんですけども。ただ、これ、仕様書もない、何もない。でも、運営は変えていかんならんと。となれば、仕様書は絶対必要なんですよね。四季彩祭という団体がこうしたい、ああしたい、町の人はこの思いを持っているというものを仕様書に書き起こして、見積もり依頼でもするべきじゃないんでしょうか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

イベントをやっていく、イベントをするのが目的という前例踏襲の実施方法ではなく、議員おっしゃるように各イベントにつきましては、実施をしていくというふうに決まれば年度早々実施体制を確立しまして、業者への発注方法を見直し、また、実施に関する詳細な仕様書を作成していき、笠置町の中でお金が循環する、廻る、そういった補助金に頼らない自走できるイベントというものを目指していきます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 仕様書をきちんとつくれば、あと人数も限られているわけですよ。商工観光課の人数も限られている。その中でコンセプトを考えたりとかという、絞れていく今度動き方ができるはずなんですよ。だから、外郭というのをきっちりつくって、次の年に反映できるようにすることを望みます。次の質問に移ります。

先ほどから名前が出ています各イベントの実行委員会、笠置町四季彩祭実行委員会について御質問いたします。この委員会、議会からも議長のほうが参加していますが、町の各種団体が委員になっていますが、果たしてこれ、機能しているんでしょうか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

四季彩祭実行委員会は、今年度から初めて立ち上げました実行委員会の形式でございます。事務の継承等のため機能しているかどうかと言われれば、機能はしていなかったと言わざるを得ません。今年度これらの反省点を改善いたしまして、これらを教訓とし、今後の活動に活かしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6 番（坂本英人君） 坂本です。

もう機能していないということなので、次の質問がしにくいと言えしにくいんですけども、先ほどから再三、笠置町のいろんな決まり事とか書類とかはつくっていただいているんですけども、その中で確実にある項目というのが目的、目標とかそういうものがあるんですけども、この委員会の中でも「四季折々の祭りを一体的に企画運営し、町全体の魅力向上及び町外からの誘客を図る」、その後の第4条（事業）では「前条目的を達成するため、各種祭りの企画運営や町役場との連絡調整など必要な事業を行う」とあります。

それで、規定には、事務局はまちづくり株式会社内に設置すると書かれているんですけども、行政側が僕の目には事務を行っているように見えて仕方がないんです。これは明らかに二重行政ではないんですかね。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

実行委員会の事務局がまちづくり会社になるということで規定もされております。今回、初めての取り組みだったということもありますので事務の進め方、十分な引き継ぎなどができずに、町のほうも、ほかのまた商工会、観光笠置などもいわゆるバックアップをしながら、二重行政だったのではないかと言われれば、町のほうもほぼそちらのほうに注力したというところで、二重行政と言われればそのとおりと言わざるを得ません。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6 番（坂本英人君） 坂本です。

担当課長が心苦しいとは思いますが二重行政とおっしゃいました。この事実を執行部はどのようにお考えでしょうか。町長、二重行政をこの限られた人員の中で執り行うというのは、もうこれ、職員をいじめているのと一緒にですよ。どう思いますか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 先ほど来からの議論でございます。笠置町の行っていますイベントにつきましては、また見直していく必要がある、そのように考えております。これらにつきましては、四季彩祭実行委員会におきまして今後の笠置町におきますイベントのあり方などを十分議論してやっていかなければならない、そのように考えております。

また、先ほども仕様書についての御質問がございました。やはりきっちりとした仕様書をつくり上げて、それに基づいて企業を応募していく、そのような形が当然でございますので、その辺も十分果たしていきたいと考えております。

何といたしても、ことし初めて四季彩祭実行委員会を立ち上げまして、大きなイベント4つをつないで笠置を大きくアピールしていこうという思いで立ち上げたわけでございます。笠置町の四季の魅力、自然の魅力、アウトドアの魅力、食の魅力など、こういうものを連ねてイベントを盛り上げていこうという思いで立ち上げたわけでございますけれども、ことし初めてということにおきまして、まだ不なれやまだ十分な引き継ぎなどができていなかったというのが現実でございます。今後におきましては、実行委員会などで十分な反省点を踏まえまして、笠置町役場全てが、行政が一手に引き受けることなく、官民一体となったイベント事業が実施していただけますように、これから取り組みを改善していきたいと考えております。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 町長がもう仕様書はつくと、これからのイベントは変えていかなあかんねやということを今断言されましたので、課長、いつからやりますか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

今度新しく年度が変われば、来年度から細かい仕様書なり実施体制というものの確立に取り組んでまいります。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 町長もやると。担当課もやると。もうこれ、やると決まりましたのでね。議員の先生方もみんな今証人として行政の動き方をみんなで見守りながら、ともに進んでいきたいなと思います。続いての質問に移らせていただきます。

観光事業の委託契約についてお聞きいたします。

事業名、平成30年度笠置山自然公園等清掃及び維持管理業務委託についてお聞きします。業務委託料301万3,200円、この事業内容は一体何でしょうか。業務内容をお答えください。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

こちらの業務につきましては、府立笠置山自然公園の清掃業務が主な業務内容となっております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） この事業の委託先はどこでしょうか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

今年度、この事業の委託先は、一般社団法人観光笠置さんのほうに委託しております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6 番（坂本英人君） 坂本です。

じゃ、過去の受注先、受託先はどのような団体があったのでしょうか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

過去の委託先といたしましては、笠置町観光協会さんのほうに委託しておりました。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6 番（坂本英人君） 課長、観光協会があり、それで、今おっしゃった観光笠置があり、このほかはないというような答えでよろしいのでしょうか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

この事業につきまして京都府に確認しましたところ、京都府から笠置町のほうには昭和53年から委託しているというふうに報告をいただきました。それ以降につきましては、今議員おっしゃったように笠置町観光協会さん、一般社団法人観光笠置のほうに笠置町のほうから再度委託しているという状況でございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6 番（坂本英人君） 単刀直入にお伺いします。今後も随意契約をされるのでしょうか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、随意契約というところでございますが、こちらの団体につきましては、笠置町内で観光の活動ということで拠点にしておりました団体でありますので、過去契約をしておりました。今後につきましては、この事業の内容、また現在の事業の選定方法などをきちんと精査しながら取り組んでいきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6 番（坂本英人君） ちょっと課長の歯切れが悪いものですから、ちょっと執行部にお伺いしたいんです。昭和53年から、今平成30年、僕が生まれる前からあるこの業務。朝から言

う話でもないのかもしれないんですけども、この間、僕、家族と河原のボルダリングのほうに遊びに行きまして、あそこも、この委託契約書を見ればすぐわかるんですけども、あそこのトイレもこの委託業務の中に入っていると。それで、普通にトイレ使いますわね。ほな、もう排便が便器からあふれているというような状況がありました。もう証拠写真を撮ろうかと思ったぐらいなんですけれども、それも提出できへんなと思って、もう撮るのをやめたぐらいです。

今、全国にボルダリングをされている方が60万人以上いるというのは、この議会でも何回も何回も話をしてきました。それで、笠置のシーズンが今真ただ中やという中で、何で観光を熟知され、僕が生まれる前からその業務を熟知している団体が、300万も年間その事業に当たりながらそういうことになるのか。30年間、ほなどういうデータを積み上げてきて、何でそういう結果に至るのか。それが笠置の観光なのかと。

町長はいつも観光、観光とおっしゃいますが、ほんまに観光笠置というところが、このトイレ清掃、この事業を見ても、明らかに廻っていないんじゃないのと、お客さんのことを思ってやっていないんじゃないのと。そのときも3人の女性の方が、トイレを使おうと上がりました。もう30メートルぐらい前からおいが上がっているわけですよ、実際。僕、実際行っていますから。それで、その3人の女性はもうトイレに入らずおりてきた。僕と友達で、じゃトイレどうしはるんですかという質問をしたわけですよ。ほな、その女性らはキャンプ場へ行きますと。確実にトイレ、駅のほうがきれいなわけですよ。その駅へ誘導する手段も何もとられていない。これが観光なんでしょうか。

この委託契約書を見たら、週何回掃除したらええかとかってすぐ計算できますわ。足し算、引き算の問題ですよ。プラスがあるのかマイナスがあるのか僕はわからへんけれども、何十年もとられている事業がなぜ発展しないのか。町長、どう思いますか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） この事業につきましては、昭和53年から観光協会、観光笠置に業務委託をしております。ここにつきましては、先ほど来も出ていましたようにこの笠置山、また河川敷、それぞれの観光資源、これはどのようなPRをできるかなどなど、そういう観光についてよく御存じ、そしてまたこの業務についても熟知されているという流れで今まで委託をしてきたところでございます。今後におきましては、またこういう団体が、安心して任せられる、そのような団体があらわれたならば、また考え方も変わってこようかなと思っております。

今、ボルダリングのシーズンの真っ最中でございます。今まで1カ月に1回、2カ月に1回、トイレをくみ取りなどしていただいていたと思うんですけれども、こういうシーズンにおきまして、週末にはかなりのたくさんの方が来られる状況の中で、こういうトイレが使えなくなってしまっている、そういう状況が生まれたと思います。その辺につきましては、やはりもっと注意深くこういうことの点検をしていただきたい、そのような思いがございます。そういうことにつきましても、観光笠置さんにこういう状況であったということをお知らせし、その辺についても改善を促していきたい、かように思っております。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 坂本です。

町長、改善やのうて、僕が生まれて、今、きょう現在37歳ですよ。37年間業務をやっているのに、改善なんて自分でしろよという話なんですよ。言うたら、おぎゃあと生まれた子がこの中年のおっさんまでになっているわけですよ。それだけ同じ事業をやっている、今さら改善って、違うでしょう。逆に町にそういう情報を持ってこなあかんでしょう。近年こういうお客さんがふえています、こういうニーズがあります、こういうところに予算つけてくださいと。ここには書いてあるんですよ、「必要に応じて協議する」と。

三十何年同じところを出して、何で同じ結果しか得ないんですか。そういうことはおかしいじゃないですか。ずっと金ほうっているのと一緒ですよ、これ。わかりますか。まして、観光のまちと言うているわけですよ。そこに、53年やから、僕が56年に生まれて40年ぐらいやっているわけですよ、この事業。ずっと同じ委託業者に。その辺をよう考えたら、まだそこを使うというふうにしかとられへんのですよ。ええところが出てきたらって、じゃ、どうやって出すんやと。来年度当初予算で、これどうですか、プロポーザルかけませんか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 今、議員指摘されるとおりだと思っております。観光笠置さんと行政とのそういう話し合いとかそういうことがほとんど、この事業に関してそういうことがほとんどなかったように思っております。逐一いろんな問題点なども出し合ってやっていかなければならない、そういうふうに思っております。

この業務に関してのプロポーザルという今御意見をいただきました。そのことにつきましては、ちょっと精査し、検討をさせていただきます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 精査って、じゃ何年越しでどうするんですか。ほんまにこれ予算、当初

出てきます、3月に。その3月で、僕のこの今の話が理解してもらえていない、納得してもらえていないんやったら、僕も議員として、議運のときにこれきっちり質問して、この予算が反映されていなかったら僕はしかるべき行動をとります。議員ができる最大限の権利を使い、僕はこれに対して徹底的に追及していきます。わかりますか、執行部。

本当に覚悟を持って予算措置してもらわないと、今までのような考え方で絶対いかないですよ。これは脅しとか違います。議員としての権利。町民がどうやったら潤うんか。何で三十何年も40年も同じ事業で当たり前のようにとれて、これ単純に、普通に平均年収ぐらいいっていますやんか。300万円やん。実働週2日ぐらいでできかねる仕事ですよ。毎日働かんでも300万円もうかるみたいな話ですよ。個人事業主やったら収入300万円と書けるんですよ、週2回働いたら。町の若い子、雇えませんか。これが当たり前なんですよ、笠置町の。そこにまだ精査するって、何年かけるんですか、町長。ええかげん、気づかなあかんですよ。これをもってこの質問は終わらせていただきます。

続いて、観光ビジョンについて。これも僕が議員になりたてのときからずっと質問しているような内容にはなるんですけども、今回、少しちょっと思うことがありましたので、再度それについて触れさせていただきたいと思います。

今年度の笠置小学校のふるさと学習発表会において5・6年生が実施したアンケート結果に非常に興味が湧きまして、このアンケート、3カ所で実施されたアンケートなんですけれども、キャンプ場、いこいの館、笠置駅という3つの場所で、「また笠置に来たいですか」という質問が質問事項の中で共通してあります。

この問いに、いこいの館を利用されたお客さんが何と答えたか。「はい」と答えた方が54人おられたと。「また笠置に来たいですか」「いいえ」と答えられた方、いこいを使ったお客さんはゼロ人という、僕もこれちょっとびっくりしたんですけども、そういう答えがお客さんからは返ってきた。笠置駅については、「また笠置に来たいですか」「はい」が18人、「いいえ」が3人おられたそうです。続いて、キャンプ場の利用客。「はい」と答えた方が14人、「また笠置に来たいですか」「いいえ」と答えられた方が15人。また来たいと思わへんかった人のほうが多いと。

これは小学生が自分たちの足で稼いだロジックです。事実です。年間9万人が利用していると今行政側でおっしゃられているこのキャンプ場、その半数以上の利用者が、ここを、その施設をフィルターにかけたときに、「笠置にまた来たいですか」という問いに対して「いいえ」というのが半数を超えているわけですよ。町は端的にこの結果を、観光課長、どう思

われますか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

各3拠点それぞれ、若干利用者の方々の層などは違うと思いますが、同じ質問で「また笠置に来たいですか」、余りにもその結果に差があるというところに大変注目しており、原因というものを町としても精査していかなければならないというふうに考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 僕の質問がちょっとふわっとし過ぎていたのかもしれない。僕が聞きたいのは、町にビジョンがないのか、観光に対してのビジョンがないのか、それとも運営側に問題があるのか何なのか、そういう情報は町が知り得ているんですか。執行部でもいいですし課長でもいいですし、持っている答えを聞かせてください。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

ビジョンがあるかないかという点でございますが、笠置町は、今まで行政が行っている観光を考えますと、イベントの実施、パンフレットを配布していくなど年間でそれらが終わるといった内容でありまして、笠置町のやっぱり軸というものがなかったというふうに考えております。この軸がないがために、それらをよりどころとします施策、また事業というものが続かなかった。

現在、笠置町の観光ビジョンということで、今年度から3カ年の中で具体的な数、具体的に何をするか、文章だけじゃなく具体的な数、数値というものを明確にした観光というものを基軸にしたまちづくりに現在取り組んでおります。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） ふわっと返ってきたというのが僕の考え方というか、今思っていることがちょっと違うなど。やっぱり町と、実際にいろんな人の声を聞いている者の声がかだけ違うのかな。そういうのは、ことし実際にキャンプに来られている方に商工会青年部としてもアンケート調査もしましたし、実際、今、皆さん御存じのようにインスタグラムというのがかなりはやっていますけれども、あそこでつながった笠置のキャンプ場利用者のお客さんと直接お話する機会がありまして情報収集に廻ったわけなんですけれども、今年度から500円に上がりましたわね、利用料。あれの理由も、諸事情により500円にさせていた

できますみたいな文面やったと僕は覚えています。利用者さんが、1人500円払ったらもうちょっとええところ行けるんやと、これもう素直に言うてはりました。

ただ、やっぱり笠置が好きやから、このキャンプ場って自由度があるから使うようにはしているけれども、笠置町ももっと勉強しなあかんと、ほんまにお客さん逃げますよということを今回一緒に食事しながら、キャンプのお客さんって本当にいい人ばかりで、もう御飯とかめっちゃ食べさせてくれはるんですよ。それで、ざっくばらんな話をいろいろさせてくれはるんですけども、本当にもうちょっと近隣の情報収集とかいろんなチャレンジしな、ほんまお客さん逃げますよと、もう自分の会社かのように心配してくれるわけですよ、この町のことをね。

そういう声が上がっているというのに、課長はあれぐらいのことしか今言えへんのかもしらん。となったら、執行部、どう思いますか。何に原因があるのか。町にビジョンがないのか、それとも、ほんまに運営までちゃんと執行部、見えていますかと。誰か答えられますか。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

私も笠置小学校の子供たちが発表したその現場に立ち会いまして、大変ショックでした。なぜキャンプ場が、あれほど多くの方が来ているのに、半分の方が笠置にはもう来ないというお答えを出されたのか、その原因が大変気になっております。

一方、いこいの館、駅に関しましてはそこそこ評価をいただいたということなのですが、結果、いろいろ考えますと、キャンプ場に関して、町あるいは町の関係者がそこをどう運営していくのか、どういうビジョンを持って今9万人の方が来ておられる木津川の河川敷を利活用して笠置町に潤いをもたらすのか、そういう検討がこれまでほとんどなされていなかったというのが一つは大きな原因であろうと思っております。

いこいの館に関しましては、特別委員会を設置いただき、本当に鋭意、その経営改善に関しましては検討もいただき、指定管理者の方にも頑張ってもらっております。駅につきましても、さまざまな努力をいただいた結果、今日、駅の利便性も向上しています。ただ、キャンプ場はこれまでどおりの形でしか使えなかったのではないかという、そういう先入観があって、思い切ったキャンプ場の運営改革まで切り込んだ議論というのが実はできていませんでした。そこに一つは大きな原因があるんだろうと考えております。

今年度以降のことをございますけれども、既に御承知のとおり、国土交通省のほうでも河川敷のほうのオープン化、そしてかわまちづくりといったようなことも国土交通省河川局の

ほうで取り組みをするという方向を持っていただいております。これをきっかけに、私たちもこれまでの河川敷のあり方ではなく、より来られた方々の満足度が向上し、より笠置町に経済的な潤いをもたらし、町民の方々も喜んでいただける、来た人も喜ぶ、町民の方も喜ぶ、そういう河川敷の利活用のあり方について積極的な議論を始めさせていただきたい、このように考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 執行部が前向きな意見を持っているというところまでは聞きました。じゃ、今後、行政として観光資源の運営・発展・発信をさせるには具体的にどう動くのか、いつからやるのか。どこがどうかこうとかじゃなくて、笠置はこうやるんやと、こういうものをつくっていくんやという声をお聞かせください。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） 笠置の観光というのは、従来から町の基幹産業であると言われながら、基幹産業としての根本的なてこ入れというのは実はできていなかったというのが大きな反省点であります。そして、観光は単なる産業的な側面ではなく、文化振興につながり、また教育につながっていくという多面的な側面がある、そういう大きな分野であるということを考えますと、このままほうっておくわけには当然いきません。

現在、観光の行政といいますのは、役場の中におきます観光行政と、それから民間団体であります一般社団法人観光笠置のこの2つが担っているわけなんですけど、残念ながらこの両者の役割といったものを積極的に連携させていく、あるいは役割分担を明確にしながら、それぞれが役割を發揮できる、そういう体制の強化とか、あるいは予算措置といったものが残念ながらできていないというのが現状でございます。

今後のことでありますけれども、やはり町の中の観光を担う、他の市町村もそうですけれども、観光協会という当たり前のように活動されておられるところがこの近辺にもございます。ぜひそういったところの取り組みに、できるだけ観光といったようなものに笠置町が近づけるように、観光笠置の体制強化でありますとか、あるいはさまざまな点での当方からの助言、そして観光行政と民間が行います観光笠置との役割分担といったようなものを本年度、具体的な議論をさせていただき、新年度の中でそれが実現するように努力してまいりたいと、そのように考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） まあ、「うーん」というところですね。やっぱり最後の最後までやり切

るという答えが執行部から聞かれへんと。それこそ国交省の事業が、今何年目でしたっけ、2年目。2年目の中で、あと1年で答えを出していかならんというところで、町がきっちりやりたいと言わんと国も金をつけられへんでしょ。違いますか。ふわっとしたところに金が落ちてくるような時代やないんですよ、もう。みんな、限られた資源の中で成果を出していかなあかん世の中なんです。誰かが文句言うたら、もう株価がこんなに下がる時代ですよ。でも、笠置はそれに何も関心ないぐらいのものじゃないですか。

国はきちんと見えていますよ。「やる」と言ったところに金を持って帰ってきてくれるって。信じてもらえるかどうかじゃないですか。そのために何をしなあかんのかというのを今ははっきり言えへんことが、これ、企業としては弱みですよ。強みがないんですよ。ブランディングできていない、でも観光にはすがりたい、それじゃだめなんです。

副町長、努力するんやったらどうするかということをもうばちんと言わんと、もうそんな時代やないことは気づいてはるじゃないですか。唯一、外の人ですよ。その人が歯切れ悪くなったら、血の循環は鈍くなるんですよ。もうすば一んといきましょう、年の暮れに。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） 坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

どんと背中を押していただいたような感じで、私も力強い応援をいただけたなと思っております。

国はかなり積極的に笠置の河川敷、そして川とまちづくり一体的なものに関心を持ち、そして本省、国土交通省本省もそれについて応援をずっと言っていたいております。私たちはそれに乗っからせていただきたい。乗っかります。そのためにやらなければならないことというのは、私たちが何をしたいのかという、そういう絵を描き、ビジョンを描き、国に示すことです。それができていないというのが今までの現状でした。

河川敷をどうしたいのか、河川敷と一体となったまちづくり、どういう絵を描いているんだ、それを見せなければ、国は私たちのほうにより積極的に向いてくれません。それをぜひさせていただきます。今年度、あと残りは3カ月ぐらいですけれども、その間に私たちのほうでこういう絵を描いているんだということを国にお示しさせていただきます。それはもちろんてんこ盛りなので、できることもできないこともあるんですけれども、これぐらいはやりたいんだということをお見せして私たちの意欲、情熱といったものをまず示す、そこが重要であろうと。

それをするためには何が今後笠置として必要なのか。当然、河川の管理運営を、今までの

組織と違う、そういう新たな体制といったものを組まなければならないというのであれば、そういったこともさせていただきます。まちづくりと一体となったということが必要であれば、まちづくり会社を含め、いこいの館の指定管理者を含め、そういった議論の場を積極的に持たせていただき描いていかなければならない。それをぜひさせていただきたい、このように考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 今、副町長が力強く、熱く語っていただきましたけれども、それを町長、執行権者としてどうやって実施していきますか。やるか、やらへんか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） このキャンプ場、これにつきましては、やはり大きなポイントは、かわまちづくりが大きな私はポイントとなっております。私がこのかわまちづくりの中で特に期待しておりますのは、収益を上げられる、そのような河川敷に、特区といいますか、そういうふうな位置づけをしていただきたいということにつきまして国土交通省ともお話をさせていただいておりますし、そのようなことに関しても前向きに国は考えていただいております。

そういう収益事業が河川敷で展開していける、そういうことになればキャンプ場の魅力も私はアップしていくように確信をしておりますし、そういうことが相乗的に魅力アップにつながっていくという思いで、これから頑張ってやり遂げたい、やり遂げていきます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 町長から、久しぶりに何かもう前向きな「やります」という答えが今聞きましたので、副町長、執行部、担当課長、僕らもみんな力を合わせてその一つをなし遂げないと、本当に笠置のあすはないと僕は思っております。

国がこの町に目を向けてくれている間に、自分たちのきちんとした本当に数年後、数十年後の未来を話し合える場づくりの基礎をこれで作らなアカんと。やっぱり血がどこかに偏ったら病気になるんですよ。みんながどうやったら幸せになれるのか、この理想がなかったら、まちづくりなんかやったらアカんですよ。それはもう全ての人に僕は言いたい。

ええとか悪いとかじゃなくて、やっぱりやるということを選択し続ける人間にならなアカん。それを大人も子供もみんな理解して、この町に住まなアカん。それがやっぱり観光なんやったら、そこから手を入れられるんやったら、一日も早くさわらなアカん。みんなでええか悪いか、話さなアカん。僕は誰が悪いとかかれが悪いとか、どうでもいいんですよ。みんなの前向きで話できるような町は廃れないんですよ。僕がきょう質問で言いたいのはそこで

すよ。みんなでタマネギ食べるような行動をしましょうよ、血の循環がよくなるような。この町のことがどれだけ好きかという場づくりを行政、執行部には熱望します。

今回の一般質問を終わります。

議長（杉岡義信君） これで坂本英人君の一般質問を終わります。

この際、15分間休憩します。

休 憩 午前10時30分

再 開 午前10時44分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

一般質問を続けます。

7番議員、松本俊清君の発言を許します。松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

1つ、笠置町が所有する施設の利用目的と実績についてお尋ねいたします。

各建設物の建設目的はどうか、回答をお願いします。つむぎ、いこい、産業振興会館、笠置会館、笠置町風呂鼻3番地の建物を建設された目的。町長、お願いします。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

産業振興会館でございますが、地域産業の振興、住民相互の交流、住民福祉の向上を目的に設置しております。

いこいの館でございますが、町民の健康促進、町内外者の交流、また特産品の販売の普及、観光の拠点施設という目的で設置しております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 失礼いたします。御質問の中につむぎがございましたので。

つむぎにつきましては、多世代交流を主な目的として、中の業務としては包括支援センター、高齢者福祉というふうなところの業務も入れているところでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 人権啓発課長。

人権啓発課長（増田好宏君） 簡単にお答えします。

笠置会館の建設目的ですが、近隣地域住民の理解と信頼のもとに、地域住民の生活上の各種相談事業を初めまして、社会福祉、教育文化及び保健衛生等に関する事業を総合的に行う

施設として、また、地域住民の社会的、経済的、文化的生活の改善・向上を図るための目的としております。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。松本議員の御質問の中にありました風呂鼻の建物、多分歯科診療所の横の車庫のこととっておりますのでお答えさせていただきます。

あそこにつきましては、車庫、倉庫として設置をしております。車庫ですので、設置条例等というものは条例化しておりません。以上です。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 松本です。

私の質問に、私、町長にお聞きしたんですよ。なぜ各担当の課長が答弁されるんですか。私は、細かいことについては、全ては町長はわからないと思います。しかし、公のビジョンは持っておられるわけですよ。それが、なぜ各課長が説明されるんですか。この12日に提出したときに、報告者という欄には町長と記入してあるんですよ。町長、その点どうなんですか。私は町長に聞いたんですよ。町長はそういうことで、各担当課長に方針だけ言うて、細かいことは各担当から説明さすという答弁をされてから入るべきじゃないですか。その点、町長、この議会の運営の方法をどのようにお考えなんですか、お答えください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 申しわけございませんでした。今、松本議員が質問されたことにつきましては、全般的に私のほうから答弁をさせていただき、各おのおのについては担当課長のほうから答弁を差し上げるべきだったとっております。失礼をいたしました。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 今、各課長から回答をいただきましたが、間違いありませんか、町長。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 各施設の設置目的など、条例に基づいて答弁をしていただきました。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） それでは、お聞きします。

これ、町民のうわさとして、産業振興会館に相楽東部広域連合教育委員会が入る、また、社団法人観光笠置の事務所移転を要請されているという町民のうわさがあるんですが、本当なんですか。これについては、12月20日、大倉議員からも質問されているが、再度お聞きします。町長です。お願いします。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 町の契約といたしまして、中央公民館を廃止して、その機能を産業振興会館のほうに移していく、そのような計画でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 移していくということですね。ただ、お聞きするんですが、相楽東部広域連合教育委員会が発足したとき、町はあの建物を無償譲渡したんですよ。違うんですか。教育行政と普通行政は二分化されたものです。町の建物に入るということは、私はこれ、反対します。そこで、もう一度聞くんなんですが、社団法人観光笠置の事務所の移転を要望されたことはあるんですか。どうですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 観光笠置の事務所の移転につきましては、この件に関しまして、移転をお願いしてきたところでございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 松本です。

移転を要請しているということですか。それだったらお聞きします。振興会館は町の建物ですよ。先ほど言いましたように、教育行政と普通行政は二分化されるべきやと私は言ったはずですよ。そうなってきましたと、町の建物に社団法人観光笠置が入っているということで、よそへ出て行ってくれと、移転してくれという発言ですが、これ、この公社の中に入っている森林組合にも言われたんですか。どうなんですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 森林組合におきましては、そういう要請は行ってはおりません。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 松本です。

この言われなかった理由は何なんですか。同じ建物ですよ。町の建物ですよ。なぜ片方に要請されて、なぜ森林組合、社協なんかにはほかに移転してくれと言われなかったんですか。その理由は何なんですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） この件に関しては、担当課長のほうから答弁をさせていただきます。

議長（杉岡義信君） 松本君、ちょっと方向を変えてくれる。今の、通告なかったみたい。松本君。

7番（松本俊清君） 今、方向を変えるということですが、私は建物の管理について聞いたわけですね。それは、担当課長の答弁は私はいいいんですけれども、それだったら、そういう点は、やはり片方に言うて片方に言わないということについては、もう一度再検討してみてください。横にそれたよというような意見ですので、お聞きします。

風呂鼻3番地の建物なんですけれども、車庫、倉庫を目的で建てられたということですね。町長、間違いないと思うんですが、12月11日、担当課長から聞くと、吉田家の冷蔵庫を預かっていると。現状はどうか、管理についてどうか、一応お聞きします。町長、お願いします。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。

風呂鼻の車庫ですけれども、通常、マイクロバスの車庫として設置いたしております。奥の部分、広い部分については、以前は選挙のポスター掲示場の保管場所であったりというような倉庫の役割も一部担っていたところでございます。

今回、松本議員が当課の職員と一緒に現地のほうへ行かれたときに、いろいろなものが、廃棄すべきものが入っていたというところで、私のほうも全てのことを把握できておりませんでして、そこは申しわけございませんでした。電化製品等、粗大ごみの日に収集できないものがありましたので、一時保管というところで倉庫のほうに、車庫のほうに入れておったところですが、速やかに廃棄すべきものは町のほうで処分させていただきたいと思っております。電化製品につきましても、今言いましたように粗大ごみで出せないものがございましたので、そこは直接持ち込むなりして処分させていただきたいと思っております。以上です。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 管理できていないということなんですね。しかし、私は一応担当者と行きましたので、写真も撮ってあるんですよ。冷蔵庫1つ。それで、その中に何が入っていたか。テレビですよ。整理だんす。整理だんすの引き出しは全部底が抜けていますよ。座布団、布団、おもちゃ、カーペット敷き、印刷物。こういうのをいつ入れられたんですか。これを入れるときには、担当者から許可があって、申請があって許可して入れているはずですよ。その点どうなんですか。そういう指示は町長、されているんですか。知っておられるんですか。

それと、先ほども言いました。町長に聞いたのに、なぜ担当の課長が先に報告されるんですか。私はわかりませんから、さすというような答弁をしてから言うべきじゃないですか。

それを私はお願いしているために言うたんですよ。わかっているんですか、言うていることが。そういうことははっきりしてください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 車庫であるべきところにこういう大型ごみと申しますか、そういうものが入れられているということにつきましては、一時的にそこに保管しておくということにつきましては、報告をいただいております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 担当課長に聞けばいいんですよ。しかし、町長が知らなくて、それがどうなんですか。だから、先ほど言うたでしょう。細かいことはわからないと、だから担当課長が報告しますということでされたらいいんですよ。もし町長が、話は変わりますけれども議案を出されたときは、どういう方法でやられているんですか。詳しいことは、詳細について説明は担当課長にさすという話をやられるでしょう。それと私は反対の立場で言うているだけですからね。わかりますか。そしたら、担当課長にお聞きします。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 申しわけありません。

一般質問が通告されましたときに答弁調整等させていただきまして、担当課長が答弁するのが妥当というところで、町長が直接答弁することもございますが、職員のほうで、課長のほうで答弁調整させていただいた結果、このような形とさせていただきます。

今回、今御質問いただきました車庫の件ですけれども、ここにつきましては許可申請とか申請書とかそういったものは徴取しておりません。建物の中から出た粗大ごみの一時保管というところで使っております。これにつきましては、先ほども答弁させていただきましたとおり、速やかに処分させていただく予定としております。

写真も、私のほうにも担当職員のほうから報告してもらっております。冷蔵庫やテレビ、こういったものは、電化製品は粗大では処分できないものですので、速やかに正規の手続きをとらせていただいた上、廃棄させていただきたいと思っております。ほかの家具類等につきましても、直近の粗大ごみ、また東部クリーンセンターに持ち込むなどして速やかに処分させていただきますので、御了解いただきたいと思います。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） それでは、町の、行政の考え方をお聞きします。

粗大ごみを、私は粗大ごみかどうかわかりませんよ。この布団、冷蔵庫とかおもちゃ、紙

くず、粗大ごみとは言いませんけれども、それを屋根つきの建物に置いておいて、公用車を外に置いておくということはどういうことですか。そのぐらい粗大ごみが大事なんですか。その点お答えください。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。

粗大ごみが大事か大事でないかというところではございませんが、外に大量のごみを放置しておく、町の処分ができずに放置しておくことを避けたいためにここに一時保管とさせていただきます。マイクロバスについては、いこいの館前の駐車場に今置いておりますが、ここがあきましたらまた入っていただくように考えております。

マイクロバスはこの車庫に入りますが、ハイエースの15人乗りのバスについては今までも外のほうに置いておりましたので、どちらが大事、どちらが大事でないというふうな議論ではなく、速やかにあきましたらここに入れたいと思っております。以上です。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 私は発言の方法がどうか知りませんが、ただ単純に考えてですよ、町民が、粗大ごみを屋根つきに置いておいて公用車を外に置いておくと、そういう私は考え方がわからないということを言うているんですよ。それと、今、担当者から報告があったと。あれは11日ですよ。今現在どうなんですか。それと、今、処理されるという話なんですよけれども、それに伴う経費はどこが持つんですか。

また、贈与をされた建物から出てきたそういう品物を一時保管するという説明があったと思うんですが、その期間はいつまでですか。その参考資料として一部お借りしてきました。中の品物です。これはある業者の証明書ですよ。これは段ボールにいっぱい入っています。内容は、皆さんわからないと思うんですが「右のとおり証明いたします」、証明書です。その上に書いてある年代は昭和ですよ。昭和、年月日入れてあるんですよ。平成が今終わろうとしているときに昭和の書類がそこに置いてあるということはどういうぐあいに理解するんですか、お答えください。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。

申しわけございませんが、松本議員が持ち帰られたということでしたら、それは申しわけございません、違法な行為になるかと思いますので、返却いただきたいと思います。町のものを、担当者のほうに確認いただいたのかどうかはわかりませんが、できたら戻していただ

きたいと思います。

御質問いただきました書類につきましては、こちらのほうとしては中身の確認はしておりませんでした。ただ、譲渡していただいたところから出た処分につきましては、町のほうで処分するというふうなことで前の持ち主さんのほうとは話ができていたということを知っておりますので、町で処分させていただきます。以上です。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 私は、これはちょっと参考として預かってきたということですよ。こんな返しますよ。しかし、昭和のものをなぜそこに置いてあるかと。そうすると、贈与された民家の建物にあった書類は、返してほしい、町のものだったと言うんですが、町の証明書はあるんですか。また、この冷蔵庫、布団、そういうものは預かり証とかあるんですか。どういう契約になっているんですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。

預かり証というものは一切ございません。先ほども言いましたように、中に入っていて、前の持ち主の方が処分してほしいというような内容で担当課のほうとは話をされておりましたので、処分するものといたしまして町が一時保管しております。

中身につきましては、処分内容まで、処分する中身につきましては段ボールの中まで確認しておりませんでした。ですので、特段、段ボール1つ、冷蔵庫1台、テレビ何台とかいうふうな預かりにはしておりません。前の所有者さんが、これは不要となっているので町のほうで処分してくださいというふうな話の中で出てきたものでございます。以上です。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 処分してくださいという、口頭ですか。これ、町長にお聞きしますよ。預かっているものだったら預かり証というのがあるはずですよ、行政だったら。何ぼ預かっているかどうかわからない。話し合いで置いておけると。そしたら、ほかで、例えばですよ、整理だんすの底の抜けたやつを一般の町民がうちはちょっとできないから預かってくれと言ったら、預かるんですか。

やはり、行政というものは書類をもってやってもらわんことには成り立たないと思いますよ。中に入っている品物を預けられた人、何も書類がないというような中、預けたけれどもなかったというときは誰が責任とるんですか。やはり書類でちゃんとやるべきことじゃないんですか。私はそう思うんですけれども、町長、どう思われますか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

担当者のほうからは、前の所有者さんの立ち会いのもと廃棄のものを決めたと。廃棄するものについての預かり証はございません。今、松本議員がお手元にお持ちの預かり証というのが町の預かり証なのかどうか、内容はわかりませんが、その預かり証が前の所有者さんのものでしたら、廃棄する内容のものであったとこちらのほうは理解しております。以上です。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 家の持ち主さんに関しましては、きちんとした預かり証というのは存在はしていません。ただ、その方と町との信頼関係のベースのもとで、そういうことで処理をしてきたところでございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 今、町長のあれとか、そういうことで私は言っているんじゃないですよ。信頼関係で預かっていると。口頭でどうこう、立ち会いどうこう、これが笠置町で起こっている現実の姿じゃないですか。この前いろいろあったような問題も、口頭で説明したとか、そういうことの組織のあるべきところが欠けているということを私は言うているんですよ。ただ漠然と、契約書もなし、預かり証もなし、一担当者がば一と持って行って、廃棄物かどうかわからん、そういう行政ですか。まして、町の建物ですよ。

また、こういう状態で、担当課長からも説明はいろいろもらっているんですが、こういう報告のもとに笠置町の行政は成り立っているんですか。もっと内容を吟味した方法、対策をとる必要があると思うんですけれども、町長、その点どう思われるんですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 対策を講じる必要はあります。今いろんな、庁舎内でいろんな問題を起こしてしまいました。そういうことに鑑みましても、こういうことにおきましてもきちんとした預かり証などを文書で交わしてやっていくというのがやはり基本だと私は思っておりますし、こういうことに関しましても改革をしていく、そういう流れで取り組んでいかなければならない、そのように思っております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） もう風呂鼻の件はここまでにしておきますが、無償譲渡を受けた民家の

利用目的と実績に関してお聞きします。

町長、サテライトオフィスの管理はどのようにしておられますか。利用回数、また経費面ではどうか。それと、お試し住宅。それと、今の最後にもらいました旧植村邸ですか、それはあれなんですけれども、あれは町に譲与されたものだと思うんですよ。ああいう管理はどのようにされているんですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 今現在、サテライトオフィス、またお試し体験住宅、また植村邸につきましては町が管理をしております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 町長、すみません。どのように管理されているんですか。管理表があるんですか。例えば、サテライトオフィスは月何回やられているんですか。そして、あの利用方法はどのくらいあいになっているんですか。固定経費を上回る利用率があるんですか。それに対する対応はどのようにされているんですか。そういうことを聞いているんですよ。あるんですか。1カ月に1回行くんですか、サテライトオフィス、お試し住宅。そういうことを聞いているんですよ。その方法はどうかと聞いているんですよ。町長、わからなかったら担当者に聞いてください。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの松本議員の質問にお答えさせていただきます。細かい数値のことになりますので、私のほうから答弁させていただきたいと思っております。

それぞれ、町のほうの商工観光課のほうで管理をしているという状況でございます。利用のほうは、イベントごとが多いのですが、月二、三回といったところでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） そういう方法でやってもらっているんですけども、やはり、課でそれを把握されていますか。それに対して、建物管理、簡単に言いますと建物管理ですよ。それに対して何か返答はあるんですか、ないんですか。私は月3回行かれるかどうか知りませんよ。行かれた日は誰が行ったかというチェック、そういう方法をとられているのか。

サテライトオフィス、行かれたと思うんですが、あの建物の管理はどうなっているんですか。といは放れっ放しですよ。そこに新しいお客さん、利用者が呼べるんですか。まして、一番最後にもらったあの建物ですね。草はぼうぼうですよ。まだ、町の建物でありながら旧

の表札がかかっていますよ。そして、今、猿等が出てきて、といなんかもう外れていますよ。それが1カ月に3回、1カ月に1回、視察は、管理はされているんですか。そういう報告は来ていないんですか。その点どうなんですか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの松本議員の質問にお答えさせていただきます。

私、答弁させていただきました建物が、私、勘違いで、サテライトオフィスのほうのことを答弁させていただきました。先ほど松本議員おっしゃいました建物につきまして、申しわけございません、月3回とか、そこまではちょっと確認はできておらず、といのこととか雑草などの十分な管理が行き届いていない状態でございます。すぐに対処させていただきたいと思っております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 松本です。

今、質問したとき、無償譲渡された民家と言うたんですね。ただ、今言うとサテライトだけやということなんですが、ほかにもされたところがありますんで、そういう点も管理体制の中に入れてもらって、十二分な対応をお願いしたいと思っております。

今、報告しておきますが、サテライトはといが抜けていますよ。一番最後のあそこは、といなんかもう全然なっていないですよ。雑草はあるしね。やはり町の建物だったら建物らしく処理をお願いしたい。

前回は報告というんですか、質問しましたが、なぜサテライトオフィスに町の建物だったら看板がないんですか。その下で竹細工等をやっておられる人は、ちゃんと看板かかっていますよ。なぜ町の建物に看板が立たないのか。お試し住宅にもなぜ看板が立たないのか。そういう点、どうなんですか。なぜ立たないんですか。規約か何かあるんですか。前にも言っているんですよ。その点お答えください。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの松本議員の質問にお答えさせていただきます。

すぐ対応させていただきます。申しわけございません。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） いろいろお聞きして、前向きに検討してください。余りにも町の建物としてはぶざま過ぎますよ。よろしく申し上げます。

続きまして、相楽東部クリーンセンターに関してお尋ねします。契約期限が迫っているこ

の現状はどうか。町としての対応に関して質問します。

この質問書に対しては、12月12日、質問書を提出していますが、12月15日付の新聞報道で、31年3月で稼働休止、ごみ処理は当面民間に委託するとあるも、いつまでやるのか。産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条第1項の絡みはどうか、町長、お答えください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 今、議員言われましたように、廃掃法第4条2項に市町村は廃棄物の減量に努め、適正な処理に必要な措置をとらなければいけないとされております。基本は今あるクリーンセンターで処理をしていくのが廃掃法に基づいた処理でございますが、地元との公害防止協定によりまして、施設の処理業務期間は20年と定めております。その期間は31年3月末まででございます。

今後につきましては、地元との協定を踏まえまして、施設は一旦休止し、当面の緊急避難として民間委託で処理を行う、このような計画でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 今の答弁は15日の新聞に載っていますよ、そんなことは。新聞に載っているんですよ。それは読んでいるんですよ。しかし、質問を出したときは12日です。それに対して回答されたと思うんですが、私はこの民間委託をいつまでやられるのかということを知っているんですよ。期限を知っているんですよ。わかりますか。今説明されたことは新聞で報道されていますよ、そういうことは。だから、民間委託するということですが、当面は、いつまでやられるのか、それを聞いているんですよ。どうなんですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） あくまでも民間委託は緊急避難措置でございます。そういうごみの処理計画に基づいてこの緊急避難処理ができる、そのようになっております。その期間におきましては、今、連合でもその期間がまだ具体的に決まっていない状況でございます。その処理計画をつくるに当たりまして、この緊急避難の期間をどれぐらいにするか、その辺はこれから連合で決めていくものでございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 期間が決まっていないということですか。しかし、お聞きするんですが、期間が決まっていない。地元の方との契約が切れたと。それに対して再契約すると。交渉する。そして、あそこ、木津川市がやっております新しくできたところにも話を持っていくと

というような話なんです、何も話は決まっていらないんですか。

そして、民間に委託されたとき、今の収集方法でいいんですか。また、廃棄物の処理、大型ごみ等の問題について、町はどのようにしようとしているのか、その啓蒙はどのように行われるのか、お答えください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 基本的には、ごみの収集・運搬につきましては今までどおりでございます。そのごみをどこへ持っていくか、それが変わる、そのような状況でございます。笠置町といたしましては、連合の指針に基づいて、笠置町もそれに乗っかっていく、そのような方針でございます。

また、大型ごみとかいろんなごみの処理につきましては、年明け早々、プロポーザルにおきます提案をいただき、その中から業者を選定していく、そのような中で、大型ごみとかいろんなごみの処理の仕方について連合として決定をしていきたい、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 松本です。

来年3月末で停止するというようなことになっているのに、正月明けでこれを皆さんに、町民にPRするという事はそれで結構なんです、そこで、その内容についてお聞きします。

最近、大型ごみ、札幌のスプレー缶等の問題で、笠置町、和東町は穴をあけて出すと、ガスを抜いてから出すということに決まっていますね。南山城村はそのままでも出せるんですよ。そういう点はどのようにお考えなんです。スプレー缶というても、燃料だけじゃないんですよ。カラーとかいろいろなボンベがあると思います。やはり町民の安心・安全な生活をやるんだったら、笠置町はどのような方法に変えられるのか、現状のままでいかれるのか、そういう点も加味して、正月早々広報を出されるんですか。どうですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 笠置町におきましては、スプレー缶などについては穴をあけて出していただきたい、そのような方針でやっております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） そういう方針はいいんですけれども、南山城村はなぜあけなくても回収できるんですか。私は言うたでしょう。高齢化になり、安全・安心のために、あけるときに

それを南山城の方法でやったらどうかということを検討してくださいということをやっているんですよ。笠置町と和東だけが穴あけてやっていると。それは町の方針で結構なんですよ。

あけるときの、そういうスプレーの工具は各家庭に配布されていますが、されてから物すごく時間がたっていますよ。今、お持ちの方あるんですか。チェックされていますか。私は、できることだったら南山城のように、穴をあけなくても出せるような方法を検討してもらったらどうですかということですよ。どうですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 南山城村では穴をあけなくても出しておられる、そういうことでございますけれども、笠置町といたしましては、そういうことをしていただくことによりまして皆さんの安全・安心につながる意識が私は向上するようにも思いますし、笠置町といたしましては、御家庭に御無理を言いますけれども、穴をあけて出していただく、そのような流れを続けていきたい、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 町長の意見はそれでええんですけれども、それだったら相楽東部、あそこのセンターですね。なぜ笠置と和東が穴をあけて、大河原があけなくてもいいという状況はどういうぐあいに判断されるんですか。なぜ1つのブロックで話がまとまらないんですか。これは12月19日の新聞に載っているでしょう。御存じですか。なぜなんですか。

しかし、安心・安全のためという言葉が使われました。これ、スプレー缶あけるの、老人等ふえてきたら、あれを安心・安全のためにいいと言われるんですか。それが笠置町の町長が言われる、そういう作業は安心・安全の町民のための方法だとお考えなんですか。どうですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） そういうことをしていただくということに関しまして、やはりそういういろんな意味での安心、そういうものを生み出していく、そのようなことにつながる、私はそのように考えております。

南山城さんが缶をあけなくて出しておられる、それが3町村で一致していないがということにつきまして、どう答弁してええんか、ちょっと今適当な言葉が見つからないんですけども、その辺につきましても、新しい体制に基づいてその辺はきちっと統一をしていかなければならない、そのように思います。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 町長に答弁してもらっているんですが、一応、はっきりしたことはどうも決まっていないと思うんですよ。やはり3町村、和東、大河原、笠置町、トップとして組んでいくための町の指針というものはっきりしてもらって、交渉に参加してもらいたいと思います。

それと、今出されている問題以上に、やはり分別、ごみの分別、そういうことについての町のPRするようなチラシ、または啓蒙の一つの手段を講じてもらって、スムーズに入っていけるように対応をよろしくお願ひしたいと思います。そういうことで、十二分に町長としては回答されたと思うんですが、もうこれでクリーンセンターはやめたいと思います。善処してください。

それで、3番目の福祉についてお尋ねいたします。

町民の高齢化に伴う町としての対策なんですが、町民の65歳以上の比率が増加し、福祉法令はよく変わり大変ですが、増加するひとり暮らし、高齢者世帯、安否の確認方法、最近ニュースでも行方不明などが報じられ、町としての何か他所でできないような特色あることを考えておられるのか。健康寿命のため何か思案はあるんですか、お答えください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 笠置町の高齢化率は49%を超えました。近隣では高齢化率は一番高い状況でございます。

そのような中で、ひとり暮らしの高齢者の方もふえてきております。そのような方々のやはり安心・安全、安否確認など、本当にきめ細かな取り組みをしていかなければならないと考えております。特に見守りや訪問、そういう体制を充実して、そういう方々に安心を持っていただいで住み続けていただける、そういうまちづくりが一番大事かなと思っております。

具体的な取り組みにつきましては、担当課長のほうから答弁をさせます。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまの御質問につきまして、所管課のほうから若干概要になりますが御説明申し上げます。

ひとり暮らし高齢者の安否確認というふうなところで、笠置町の特色というわけではございませんが、行政的にはやはり包括支援センターの機関が担っております。これは京都府の地域包括ケア構想に基づきまして、一昨年度、生活支援コーディネーターという専門職を設置させていただいて、そういう日常生活に困るような方の対策を行政だけではなしにいろん

な関係者が寄って、この人を支えていくためにはどうしたらええかというふうな協議体というのを検討するような組織を立ち上げさせていただいた。

その中でも、やはり独居老人、ひとり暮らしというふうな対象もなってくるわけでございまして、今、先ほど町長が申し上げました、町ぐるみでそういう方を見守るというふうな体制をそういう形で実践させていただいているのかなと思います。

あと、社会福祉協議会もそういう一役を担っていただいております、27、28、行政の補助事業で絆ネットコーディネーターというのを設置していただいております。そういう事業の中で、官民一体となってやらせていただいているというのが現状でございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 松本です。

回答をもらったんですが、町の現在行っている温浴の優待券、JRの補助券もあるんですが、これも一応年齢を下げた全員の適用、風呂に対する関心を持ち、健康に関する関心も持ってもらえるようお願いしたいと。いろいろ、それに対する経費については、課だけではなしにやはり町としても考える必要が来ているんじゃないかと思います。

そして、町内バス等もあるんですが、その中で目線を変えた対応をお願いしたいと思えます。それについては、いろいろやられている各所の契約書の取り組み、そういうのを健康体で考えるのではなく、今まで以上に年齢、老人、身障者の立場、考え方で行うようお願いしたいと思えます。バスの利用は、免許証の返納とかいろいろあるんですが、高齢化に伴い、行動が鈍く判断の差が出てくると思えます。乗りおりの改善も一考して、他の課と連絡、協働しながら福祉のほうを取り組んでもらいたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。これをもって質問を終わります。

議長（杉岡義信君） これで松本俊清君の一般質問を終わります。

1番議員、西岡良祐君の発言を許します。西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

私のほうから、そしたら一応3項目について質問いたします。

まず、1項目め、地方創生戦略についてお伺ひいたします。

この地方創生戦略も、平成31年度は仕上げの年ということになっております。平成30年度までの事業実績の検証と評価をされ、そして31年度に向けての改善計画。今、31年度の予算要求時期にも来ております。そういうところでもありますので、以下3点につ

いてお伺いいたします。

まず1点目は、先ほどから議員の質問にも出ていますのでダブるところがあるかもわかりませんが、よろしくお伺いいたします。まず1点目は、事業実績の検証と評価は実施されたのかどうか、それをお伺いいたします。

それと2点目、先ほども出ていましたけれども、お試し住宅の実績と評価はどのようになっているのか。

それから3点目、これもちょっと出ていましたけれども、家具一時保管コンテナというのを採用されておりますけれども、これの利用実績と評価はどのようになっているのか、この3点についてお伺いしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 地方創生担当参事。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまの西岡議員の御質問にお答えします。

まず、私のほうから1点目のほうをお答えさせていただきます。

検証等でございます。本格的にはもう28年度から、27年度は先行型でございましたので28年度から事業を実施させていただきまして、28年度ではソフト・ハード合わせて5事業で1億4,600万円、それから29年度、6事業で2億5,900万円、そして本年度、30年度におきましては、6事業で予算額2,300万円の事業を今現在執行させていただいております。

これに対する検証なり成果でございますが、この30年度の事業につきましては、御承知いただいておりますが、29年8月に実施いたしました創生委員会、その他の議会の時に、それから全員協議会、一般質問等々で、中には叱咤激励というふうなところもありました。そういう意見を踏まえて、28年度、29年度の事業の検証と30年度の事業説明についてやらせていただいた。これも30年5月に創生委員会を実施させていただいたところでございます。

どういう検証をしたんかというのは一言ではなかなか説明は難しいんですが、大きくは、やはりPDCAを明確にして、計画のKPIを重視しながらも、ことしの5月の検討委員会ではなかなかKPIの実数には難しい事業もございました。しかしながら、そのKPIだけを目標にするんじゃなしに、KGI、これは最終的な成果目標で、それを目指してどういう取り組みをしているのかということに重点を置いたような行動が大事やというふうな視点もいただいたように思います。

そういう形で、本年度の事業については取り組ませていただいた。その5月以降、本年度の予算については、当初での協議不十分な予算では計上せずに、国・京都府の指導や庁舎内の協議を経て、本年、主に6月に補正予算で対応させていただいて、現在、着実な事業の執行を試みさせていただいているというふうな状況でございます。概要としましては以上でございます。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

2点目、お試し住宅の実績と評価はという御質問でございます。

こちらの施設につきましては、現在、お試し住宅の管理ということを担当しながら、地域おこし協力隊の方がここに居住しているという内容でございます。お試し住宅の目的といたしまして、一定期間町での就業、また生活できる機会を提供することということの内容になっておりますので、実際に笠置に住んでいただいて、ここで生活ができるのか、こういったことが体験できるのかということを目的に設置している施設でございます。以上でございます。

申しわけございません。あと、3点目の一時保管コンテナの利用ということでございます。

こちらにつきましては、設置要綱上、空き家バンクに登録をしているところの物件につきまして家財道具を保管するというので、現在、5棟といいますか5戸分設置しております。

今現在の使い方といたしましては、先ほど来話に出ております、町が所有いたしました施設の中の家財と申しますか、そういったものが今入っております。こちらにつきましては、今後、例えば昔の生活のあり方を何か残していくとか、そういったところに使えるような立派なと申しますか、そういった家具がありますので、そこは廃棄せずに、今後使えるであろうという意味合いでこちらのほうに一時的に保管しております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

今、答弁を3点についていただきましたけれども、まず1点目から質問しますけれども、これ、31年度で一応これ、戦略は完了という形になるんやけれども、先ほど言うたように31年度の予算要求に向けての今までの検証、PDCAを回したと言うてはるけれども、PDCAまでほんならいつているんですね。この31年度のアクションというのはもうできているんですか、何をせなあかんかというのは。その点はどうなんですか。

議長（杉岡義信君） 地方創生担当参事。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまの御質問で、31年度に向けたPDC Aはできているのかというふうなところでございますが、30年度の事業はまだ今事業執行中ですので、結果というものはなかなかはかり知れないところはございます。それで、各事業ごとには所管課長のほうで最終的にはやるんですが、この30年度の進捗状況もあわせて、当初の目的、これは3カ年事業でございますので、当初の目的とどうなっているんやと、それから新たな創生事業の取り組みをどうつなげていくんやというところもありますので、それは、京都府との協議というのが本年末から年始にかけてございますのでそこで煮詰まっていくなであらうというふうに考えていますし、1つの事業は来年度事業も継続でやられますので、ほかの事業とはちょっと同一的な考え方ではないんですけれども、ちょっと説明ややこしくなりますが、31年度に向けての新たな事業をどうするんやというところは、年末から年始にかけて大筋は検討されていくというふうに認識しております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） そしたらお聞きしますけれども、例えばこれ、創生戦略ありますね。これで、先ほどKPIということでおっしゃっていますけれども、例えばこの創業・起業数、この目標値は31年度で5件というような目標を立てておられますけれども、これ、私、今現在では、まちおこし株式会社か、この1件だけじゃないかなと思うんやけれども、これをあとどうしていくのか。

それから、一番最初の農地有効活用事業数、これ2事業、31年度までにやるという目標を立てられているけれども、これはもう、先日もあったようにワイナリーのことなんかは白紙に戻されているし、あとどういうことをやっていこうとされているのか。その2点、参考に答弁してください。

議長（杉岡義信君） 地方創生担当参事。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまの御質問でございます。私のほうからは、創生戦略とその実施している事業との考え方というものだけ御説明申し上げまして、あと創業件数、あるいは農地有効活用の考え方等につきましては、また追記で御説明いただきたいと思います。

創生戦略というのは、28年1月ですか、策定させていただいて、創生事業で取り組む事業はこれや、この方向性でやるんやという住民合意の戦略だったと思います。ただし、それに基づく創生事業、この枠組みというのは、地方戦略で考えた各市町村の事業全てをのみ込むものではなかったと。もっとシビアな考え方で枠が絞られてきたと。4つほどの視点が

ございますが、そこに当てはまらない事業もこの笠置町の創生戦略にはあったということは、これはもうゆがめない事実でございます。それが一つは農地の有効活用であったろうと思います。この農地の有効活用を、ある地域の農地の有効活用を創生戦略に組み込むだけの地方創生事業の枠組みが、どうしても笠置町では結びつけられなかったというふうなところがあったかというふうに思います。

大きな戦略と今の実施されている地方創生事業というふうな関連だけちょっと私のほうから前置きさせていただいて、あとの創業・起業数につきましては所管課長のほうから説明していただきたいと思います。以上です。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

創業の件数ということでございますが、現在、この春から立ち上げました雇用創造協議会、また商工会が主体でしております創業セミナー、そういったものを通じて創業・起業という方々を呼び込んでおります。

創生戦略を策定して以来、例えば町内でのカフェ、またゲストハウス、泊まる場所などが現在、創生戦略の策定以降にできた内容でございます。件数のほうは、申しわけございません、今現在詳細な数字は把握しておりませんが、内容としましては、観光客向けのような内容が創業として今現在進んでおります。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） 1 番、西岡です。

今、東参事のほうから回答がありましたけれども、これ一応、笠置町創生戦略というのを立てたわけですね。それで、こういうことで目標を立て、目的もちゃんと決めて、これをやっていたわけでしょう。それで、ところができないやつが多かったような今話しぶりやったけれども、そやから、そのためにこのPDC Aを廻してもらって、毎年度、年度、見直しをかけていかないといかんと思うんですよ。

それで、もうこれはどうしても、やっても無理やとかやれないとかいうやつもそれは出てきたんでしょう。そやけど、そういうものは、ちゃんとこれはどういうことでできなかったか、そういうものをちゃんと評価して、それでやめるんやったらやめるということでやっていかんと、これ、大きい計画だけ立てたけれども何も進んでいない。だから、先ほど坂本議員が言うていたような指摘もそのとおりなんですよ。目標と目的をちゃんと決めたら、それがやっぱり100%できるようにちゃんと進めていく、これが行政の仕事やないですか。

それと、この評価体制ですけれども、検討委員会も何か2回やられているけれども、あんな検討委員会で評価になっていませんよ、あれ、はっきり言うて。検討委員会の人が出た中身を100%わかっている人おられませんやんか。そやから、あのときにも私言うたはずやねん。まだ議会で、総合常任委員会のほうで、28年度にやらはった地方創生の現場を全部1回視察に廻りました。それで、指摘事項もかなりたくさん出して報告しています。それもちゃんと全部できましたか、出した問題は。それは町長、どうですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 地方創生戦略の事業もあと1年となりました。そういう中で、いろいろ取り組みをしてきたわけでございますけれども、西岡議員が言われますようにしっかりとしたPDCAを十分に廻していなかったということも事実としてございます。そのような中でも立派な業績といたしますか、そういう成果もあつた事業もございまして、断念せざるを得ない事業もございました。

私、特に思いますのは、拠点整備などいろいろ取り組みました。それが十分に機能していないというのが現状でございます。何のためにその拠点をつくったのか、そういう目的、目標をしっかりと一度見詰め直して、31年に向けましてそういうものを有効に活用できるように、そのような取り組みが31年度には私は必要かと思っております。そういうところに予算をかけて、最初町が描いておりました拠点整備、何のために拠点整備をしたのか、その思いを発揮できますように、そういう取り組みが一番大事なと私は今思っているところでございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

町長、大事や言うてはるのはわかるんですよ。そやから、私聞いているように、今もう、来年度の今予算要求の時点に来ている時期やから、今までやってきたことを全部評価して、それで31年度、仕上げの年にはこれとこれをこういふことで仕上げたいこういふことがもう今できていなかったらおかしいんじゃないですか。いつやるんですか。それを言うているんですよ。

それと、先ほどのお試し住宅もやけれども、これ、お試し住宅の目的は何だったんですか。笠置町に1回住んでもらって、どんなよさがあるのか、そういうところを実感、実体験してもらおうということでこれつくったんでしょう。そしたら、それ何件あつたんですか、お試し住宅で入ってもらったのは。今、何か協力隊の方が入っておられるんですか、ここに。その

人入って、何やっているんですか。お試し住宅の体験をしてはるんですか。どういう評価をされているんですか。そこを言うているんですよ。それ、どうなっているんですか。

これ、当初目的を、そういう街の人を、ここへ移住してきたいという人を試して、1回笠置町に住んでもらってよさを知らせるということでやっているんでしょう。それを何で協力隊の人に入ってもらって、どうなっておるんですか。その協力隊の人はそれどうなった、家賃とかそういうのは払ってはるんですか。どういう契約になっているんですか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

協力隊がそのお試し、移住定住がこの協力隊の事業、業務でございますので、そちらの建物の管理等を兼ねてということで、そちらのほうで居住をしております。

2点目の御質問にありました家賃につきましては、協力隊の活動費というところから支出しております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

協力隊の方から家賃をもらっているんですか。幾らもらっているんですか、これは。どういう根拠で決められているんですか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

協力隊の制度上、家賃は町のほうで対応するということになっておりますので、家賃というものの徴収の実績はございません。以上でございます。

（「小林君、さっきもらっているんちゃうんかと言うた。どっちやねん」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） 失礼いたします。

先ほどの答弁に間違いがありました。申しわけございません。協力隊員としての活動の中では家賃というものは、協力隊何名かおりますが、協力隊家賃といたしましては、活動費というものの中で町が支出するということになっておりますので、協力隊からの家賃収入というところはございません。申しわけございません。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

だから、おかしいんですよ、これ、目的が。お試し住宅って何のためにつくったんや。これ、あれでしょう。あそこのお試し住宅も、あれ、伊左治さんから譲渡されたんかな。それで、土地代は、使用料払っているんでしょう。これ、町は移住者をふやすためにやっているんでしょう。だったら、それをもっと有効に活用していけるような体制をとらんといかんのじゃないですか。協力隊の人は、これ前にも言うているけれども、どこが管理しているの。これ、3年間か何かということやったけれども、どういう仕事をしてもらっておるんですか。そやから、目的を変えるんやったらおかしいですやん、それ、そういうことでやっておったら。

それと、コンテナの問題も、これ5カ所くらいあるのかな、コンテナが。これ、5カ所とも使っておられるんですか。それで、その荷物はいつまでそれ、そこで預かっておくことになっておるんですか。これ、空き家対策でやっているんでしょう。そやから、空き家対策で今どうなっているんですか。もう何回も聞かへんけれども、空き家で登録されているのは今何か少ないように聞いているけれども、それで、何か登録を申請しているのに許可が来ないと言っている人の声も聞くし、今空き家の登録数と、それから移住したいと言っている人の人数等はどうかっているんですか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

空き家の登録物件数及び移住の希望者というところでございますが、空き家の登録物件数は、現在、申請といたしましては4件出ております。そのうち正式に空き家バンクということで町のホームページに登録されているのが1件、あと、他の施設につきましては、登録するとき概観の写真、また内覧の写真、居住地の間取りなどを載せることになっておりますので、そちらのほうは今準備中というところで、最終に登録というところまでは至っていないのが現状でございます。

続きまして、移住希望者につきましては、現在、6世帯9人の方が笠置町に移住したいということで空き家バンクの利用者登録をされております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

そしたら、早ようせんとあかんの違うの。1件しか今登録されていない。それで、6件の方の申請があるというんやったら、早いことせんとあかんの違いますか。どのような、その6件の方にどういうことを言って待ってもらっておるんですか。

そやから、私聞いてきているけれども、この申請している4件というのはなぜ早よう登録できないんですか。何か問題があつて、あるんですか、問題が。問題があるんやったら、その問題を早く申請者に言うてちゃんとしてもらわなあかんの違うんですか。もう何カ月か前に言うているのに、まだ何も言うてこないとかいうて聞いていますよ、私は。どうなっているんですか、そこは。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

登録するまでに申請書は町のほうで受け付けはしておりますので、申請上の中で何か支障があるといったことではございません。当課のほうにおきまして登録をする、先ほど申しましたように空き家バンクとしましてホームページに載せる、また利用者の方にこういった物件の御紹介をする、その事務が今現在できていないというところが現状でございますので、そちらにつきましては早急に対応するようにいたします。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） そんなことではあかんやんか、これ。副町長、町長、どうするんですか、これ。事務が滞っておってできていないって、そんなことでこれ、移住促進を大きく掲げてやっていて何でそんなこと、何を管理しておるんや、そしたら。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいま西岡議員から大変厳しい御指摘をいただきました。そのとおりでございます。事務が滞っている原因を早急に解決し、移住者、それから空き家バンクのマッチングを進めさせていただく、そういうふうにさせていただきたいと思っております。大変申しわけございません。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） こんなん、ほんまもつてのほかや。先ほどの坂本議員のあれもそうや。やる、やるというて返事はしてはったけれども、こんな状態でできるんですか。そやから、商工観光課の体制は前からやいやいいうて、強化せんとあかんいうて何回も議会でも言うているでしょう。こんなことをやっているようで、どうなるんですか、これ。空き家対策みたいなもの、何ぼやってもできませんよ、こんなもの。

もうこれで終わろうか。ほんま、ちゃんとやる、やる言うたからにはちゃんとやってほしい。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいま西岡議員から御指摘をいただきました。空き家対策、それから移住促進、商工観光課の体制に問題がある、そういう御指摘もございます。私どものほうで、事務局の執行部の体制をしっかりと業務に向けるように再度指導の強化、そして必要な体制への支援といったようなものを含めて総合的に考えさせていただきます。

事務がおくれておりますことにつきましては、大変住民の皆様、御期待を持っていただいている皆様に申しわけなく思っておりますが、この移住促進、空き家対策につきましては、笠置町の積年の課題であり、そして何とてでも進めなければならないというふうな重要な課題であると認識をしておりますので、早急に対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ただいま西岡議員の一般質問の途中でございますけれども、休憩をさせていただきます。

西岡議員の一般質問の再開は13時15分から行います。

この際、暫時休憩します。

休 憩 午後0時13分

再 開 午後1時14分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

西岡良祐君の一般質問を、午前中の続きをやりますので、ただいまから始めていきたいと思えます。西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

それでは、2項目めについて質問いたします。地域プラットフォームについてお伺いいたします。

この地域プラットフォームの中で、これ会合は2回ほど持たれているんですけども、その中で温浴施設、これはいこいの館ですけども、これとキャンプ場、それからカヌー、ボウダリングと、こういうものの一体運営が必要やというのは強く言われているところであります。

そこでお伺いしたいんですけども、この1点目としまして、国交省の淀川河川事務所におきまして木津川を活用した環境整備事業を計画されております。そのために、ことしの2月ごろでしたけれどもアンケート調査も実施されました。それで、私もそれ、該当で来たので一応提出はしているんですけども、その中で、この木津川の整備事業を計画するということが書かれていました。それで、この計画案というのは国交省のほうで作成されている

のかどうか、それとともに、笠置町としてどのような形で連携をとられているのか、その点についてお伺いしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、国土交通省さんが実施されましたアンケートの結果でございますが、アンケートはかわまちづくりによる、河川敷に求められております機能の検討ということの内容のアンケートということで、国土交通省のほうで実施され、結果をまとめられたというふうに聞いております。

笠置町におきましては、このアンケート結果が直接今後の笠置町の河川敷の活用に直結するわけではございませんが、先月、議員も御出席いただきました27日の中間報告で話し合いが持たれましたように、官民連携の協働事業ということで、今後、この4月以降河川敷の社会実験を行うということで、社会実験を行うことによりまして河川の活用のよりよい、より一層の収益につながるような、そういった取り組みにこの4月以降に着手するというところで、昨日も国土交通省淀川河川事務所と打ち合わせを行いました。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） 西岡です。

ということは、まだその事業計画というか、そういうものはでき上がっていないと、これからそういう意見も聞いて調整しながらやっていると、こういうことなんですか。

そしたら、ここのアンケートのときに、国交省のほうでどういうことを考えているかというようなことを提示されているやつがあるんですけども、これ、例えばキャンプ場への進入路の整備とか、あるいはキャンプ場の中の川までの、子供のベビーカーなんかでも押して行けるような環境をつくるとか、それからカヌーの発着場をつくるとか、そういうことを考えているということで提示されているんですけども、まだそやから何をどういうふうに整備していくかという計画まではいっていないと、こういうことなんですか。

そしたら、それには、聞くところによると和東町はかわまち整備検討委員会か何か、そういう協議会をつくって進めているということを知っているんですけども、笠置町としたらどういう形でこの国交省の計画に参加していくのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、かわまちづくり、ハード事業、先ほど申しました社会実験、ソフト事業というふう
に大きく2つに分かれます。笠置町におきましては、まず社会実験を行いまして、そちらの
中から出てくる、例えば先ほど議員がおっしゃいました河川敷のキャンプ場の活用の内容、
そういったものが実験の中から浮かび上がった場合に、次の段階でかわまちづくりというこ
とで国土交通省のほうに要望させていただくという流れでございます。

和東町さんにおきましては先行されておまして、実際にもう議員おっしゃったように今
検討委員会を立ち上げられ、着実に進んでおるといふふうに聞いております。

国土交通省さんからも、やはり川ということで流域、点だけではなく木津川、笠置町、ま
た南山城村というふうな、川の流域で一つ事業というところに取り組む、そうすることによ
ってより一層のにぎわいなりが出てくるということでお話をいただいております。以上でご
ざいます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） 一応、これ連携してやっていくということで進めていただきたい。とい
うのは、2回開いた地域プラットフォームについても、中でも出ていましたけれども、この
いこいとキャンプ場と、それから今既にあるカヌーの発着場、それからボルダリングの鹿ヶ
淵の場所、これをやっぱり一体運営していかんと、先ほど議員からも出ていましたけれども、
笠置の観光事業というのほうまくいかなんかと思うんですよ。これはもう前から、何年も前か
ら言われていることなんですよ。ところが、それがまともに進んでいない。

それで、2点目の、次になりますけれども、白砂川の整備事業というのも3年前か4年前
になりますけれども、それから始めました。そやけど、あれも最後までちゃんと目的どおり
完成しなくて終わっています。これを私何回か聞いていますけれども、継続事業としてまだ
やっていくという答弁をいただいておりますけれども、ほんまにこれ、やる気があるのかどう
か。

この一体運用が絶対必要やというのは、これも全部が言うていることなんですよ。だか
ら、いこいの再生についてもこれが必要やと思うんですよ。そういう意見は多いと思います
よ。そやから、それがほんまにやる気あるんやったら、ちゃんと計画して進めてくださいよ。

それから、用地の問題があったことも事実ですけども、それもへこたれてやんと何回か
もっと頼みに行ったらどうですか。これをやらない限り笠置の観光というのは成り立たない
と思いますよ。その辺、ちょっと町長、決意をちょっと聞かせてください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 先ほど来出ていますように、キャンプ場、カヌー、またボルタリング場といこいの館を一体化してやっていくというのは理想でございますし、そういうことが求められていくと思います。そういう中で、白砂川の整備につきましては大きなウエートを占めていると考えております。遊歩道ができてはおりますけれども、十分なものではありません。

そういう中で、町といたしましても京都府に対しましてへこたれず要望活動はしております。30年度につきましては飛び石について設計をやると、そういう答えも明確にいただいていたんですけれども、今現在まだそれが実現されていない。非常に残念な思いがあるわけでございますけれども、へこたれず京都府に対して要望を続けていきたい、そのように思っております。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） 要望だけで終わっていたらあきませんのでね。前へ進むように頑張ってもらわな。

それと、白砂川の整備事業、これもあれですか、継続でやっていくというようなことをずっと言っておられましたけれども、その今言わはった飛び石の関係、あれは町自体でやる工事、水辺の楽校のほうなんかは町の計画で上げていましたわね。そやから、それとの関係をどうしていくのか、その辺ちゃんとした方針を立ててやらないと、今これ、国交省がやっているかわまちの整備も、これ進入路の整備なんか今笠置町が一番困っていることでしょう。安全、危険の問題についてね。

これ、もし、今河川敷でダムがもし間違っ放水でもして急に増水してきたというようなことになってきたら、もうたちまち逃げる場所ないですよ、あれ。そんな問題が起こるかもわからない、こんなもの。そやから、その辺も兼ねて、進入路が今1本で、しかもあの細い道しかないというのはこれ大変危険やと思うんで、この辺のことをちゃんと回避できるような、そういう計画を立てて進めていただきたい、そういうふうに思います。それをよろしく願いしておきます。

それでは、次、3項目めに移ります。3項目めは、業務改善提案制度の導入についてであります。

この問題につきましては質問というか提案ですけれども、今回、笠置町において公金紛失事案が発生しました。これ、大変遺憾であります。それで、その中で監査した、事情聴取の中で、職員の方からいろいろな改善意見が出ておりました。こういう業務に対する改善意見というのは、これは常日ごろから職員の方がそういう認識を持って仕事をしてもらわんとあ

かんと思うんですよ。これ、何か問題が起こったから改善意見が出てくるというのでは遅いわけですね。まずいわけですよ。

そやから、これは常日ごろから自分らの仕事をどういうふうに効率的にやっていったらええか、それを考えて仕事をしてもらわないと、人数は少ない、窓口が広いというていつもおっしゃっているけれども、それはどうもならないことで仕方ないことやから、自分らの仕事をいかに効率よくしていったらええかということを考えて仕事をしていただきたいと思うんですよ。

そういうことで私は提案したいんですけども、これ、1点目はその業務改善提案制度の導入をしはったらどうかと思うんです。これ、和東町は3年ほど前からやったかな、多分導入していると思うんですよ。その実態は私も今把握はしていませんけれども、やっぱりこれ、提案制度を導入して、それでやっぱり導入する場合には褒めるということも大事やから、やっぱりちゃんとした業務改善、行政の業務の効率化のために出されてきたやつは評価をしてやって、それで提案書というのをつくってやっぱり評価していくという形をとってもらったら、みんなの心意気も違ってくるんじゃないかなと思うんです。そやから、今やったら何か問題が起こってから、それに対してどうしたらええかと後追い、後追いになっているわけですね。そやから、そういうところをちゃんとやってもらったらどうかと思います。

それで、これ、公金紛失に関する報告の中でも、あれ7項目めやったかな、何か職員の業務の改善意見を取り入れてやっていくという項目を上げておられますけれども、それと同じことで、もう日ごろからそういう制度をつくって職員の方の気持ちを上げていくように図ってもらったらどうかと思うことで提案させていただきますけれども、町長、どうですか、この制度。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） やはり現場で働いていただいている職員の皆さんの意見というのは本当に大事で、理にかなっていると思います。そういうことにおきまして、こういう制度もぜひとも考えていきたいと思います。そういう仕組みなどにつきましては、副町長のほうから答弁をさせていただきます。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの西岡議員の御質問といたしますか御提案に関しまして、町長から私に説明をということですので説明をさせていただきますと思います。

先ほど町長が答弁いたしましたように、職員の現場からの目線による業務の改革というの

は大変重要な視点であろうと思っております。和東町のほうも取り組まれておられました。概要をお聞きいたしますと、非常に一言提案といいますか、余り難しいことを提案すると実施しにくくなる。実施されないと、自分が出したのは一体どうなってんということになって先ほどおっしゃった評価というところになかなかつながらないので、一言提案ということで職員から、本当に日常的にできることを提案していただき、それが現在も継続しているというものもございます。

例えば、挨拶運動をしましょう、それから待合室のロビーにベビーベッドを置きましょう、絵本を置きましょうと、そういった簡単なことを職員が提案されて、既に実行に移されておられます。非常に私もそういうやり方に関しましては参考になるなということで、和東町さんのお話を大変興味を持って聞かせていただきました。

これは、実施するというのは簡単なんですけれども、その実現に至らしめるプロセスをしっかり担保してあげる。言いつ放しでどこかに消えたかわからないということじゃなくて、それをキャッチアップして、上の者がそれをやりましょうということで、ちゃんと号令をかけて実現化していく。そして、やった人間に対しては何らかの評価をしていき、人事制度の中に位置づけるということも重要なことというふうに思っておりますので、ぜひ実現をさせていただくということで、前向きといいますか、実施をさせていただくということでお答えをさせていただきたいと思っております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） ひとつええ意見がどんどん出てくるような制度にしてもらって、賞金も出すぐらいの気持ちでやっていただいたらどうかなと思うんですけれども。

それと、これ、提案制度はそういうことなんですけれども、1項目めでも言うていましたけれども、このPDCAという意味と、それから評価、評価の仕方。これも副町長は御存じかもわかりませんが、一般企業なんかではTQCというのをやっているんですよ。トータル・クオリティー・コントロールということで、品質を主に考えていく手法なんですけれども。そやから、うちでやっているこのKPIの目標とかじゃなしに、その中身なんですよ。できた中身。そやから、数字じゃないんですよ。1件できたとか2件できたとかいうんじやなしに、そのできた中身がちゃんとした目的どおり、目標どおりのやつができていくかどうかという評価をせんとあかんわけです。そうでないと次に改善されていかない。そういう手法なんで、その辺もまた研修に、全員が受けやんでもええけれども誰か代表で受けてもらって、そういう考え方を職員に反映していくというようなことも考えてもらってもええの違う

かなと。

これ、外部の研修等になりますけれども、その辺は予算どりして、この対策の中にもそういう項目がありますんで、これをちゃんとほんまにやっっていくんやったら、そういうやり方もあるんで参考にさせていただいたらどうかなと思います。そういうことを提案して、私の質問を終わります。

議長（杉岡義信君） これ以西岡良祐君の一般質問を終わります。

2番議員、西昭夫君の発言を許します。

西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

僕は3項目についてお聞きします。教育委員会の移転がおくれていること、公営住宅、空き家バンクについて、それで最近の役場での不祥事についてです。

1つ目の教育委員会について。まず、そもそもなんですが、教育委員会笠置分室が産業振興会館に入るのが利用目的に合致しているかどうか、お答えください。

議長（杉岡義信君） 地方創生担当参事。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまの西議員の御質問でございますが、まず町の方向性と、それから例規の面というふうなところから、2方向から御説明できればなと思います。

まず、町の方向性につきましては、以前のほかの議員さんの御質問にもありましたとおり、笠置町地方総合戦略の笠置町のまちづくりの方向性というところでコンパクトタウン構想を掲げ、それに付随して公共施設の統廃合、多機能の施設の建設というふうな連携の中で教育委員会の移転を位置づけていると。あと、公共施設の管理計画という町の公共施設のあり方の基本計画の中にも位置づけ、あるいはまたこのまちづくりの方向性の中で福祉計画、これはかなり基本計画の直下になる計画でございますが、その中でも位置づけているというふうなところがございます。

それで、例規的には現在の産業振興会館にその都度移転するということは、移転計画があるということは御説明申し上げているところでございますが、当然、教育委員会が移転するときには条例の一部改正を伴いますのでそこでまた御審議いただくわけですが、現在の条例を見た中でどうかというふうな視点で申し上げますと、産業振興会館の設置並びに管理条例の中に、住民福祉の向上を図るため設置すると。

この住民福祉というのは広範囲でございまして、地方自治法の1条か2条のほうに定義を

書いておるわけですが、広範囲の意味がございます。それで、事業として何をするのかというふうな中で、住民の文化・芸術等普及及び知識向上に関することというふうな位置づけもございます。今、連合の教育委員会が抱えております業務の中には、図書館ではございません。あれはあくまで図書コーナー的な分野でございます。郷土資料も当然ございます。そういうことと、それから教育委員会の分室の機能をより有効的なことにすると。それから、公共施設の統廃合というふうな町の方向性としては、全くそごがないというふうに考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

わかりました。当初、教育委員会笠置分室が移転するのがことし、もしくは今年度ということやったんですけれども、それがこの前の東部連合の質問でも出したんですが来年の8月31日までとなったんですけれども、その理由についてお聞かせください。

議長（杉岡義信君） 地方創生担当参事。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） ただいまの御質問でございます。

連合の移転時期につきましては、つむぎの建設に関連しますので、その都度御説明なりは、細かな御説明はしておりませんが、この時期を考えているというふうな概要の説明は図面等で御承知いただいていたかと思えます。

それで、理想的には、やはりつむぎてらすの建設が30年3月末というふうなところで、当然機能分化がございますので、30年4月以降になるというふうな説明はしていたかに思います。ただ、それはあくまで理想論でございまして、やはり協議していく中で包括が移転し、児童クラブが移転し、機能的にはもう既に一部移転はしておるわけですが、教育委員会の移転については、やはり行政部局と教育部局というふうな中ですり合わせする点が多々ございました。

具体的には、協議自身は29年の6月から入っております。それで、節目、節目で協議をしまいいりまして、その都度課題を上げ、その次にはどういう方向性を持つかというふうな課題を会議としては5回しています。事務レベルでは何回もしておりますが、そこで最終的に合意を得たのが、本年の11月の会議の中でこういう方向性でいくということの合意を得た時点でございまして、議員おっしゃるようにおくれているという見方も当然ございませうが、その中身についてはその都度協議して現在の合意に至り、具体的には来年の8月に移転完了ができるような段取りで進めようということで合意を得た次第でございます。以上で

ございます。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

つむぎてらすができるときにたしか説明が、今の中央公民館、教育委員会笠置分室が入っている中央公民館が耐震やその他で維持や改修にかかる費用がふえるということをつむぎてらすをつくり、そこに団体を移して、産業振興会館に入っている団体を動かして順次移動していくというふうに聞いたときに、これはもう速やかに行われると思ったんですけども、確かに今の中央公民館は外壁にもクラックが入っていますし、軒というんですか、崩落とかも部分的には起きています。教育委員会笠置分室と図書室があるんですけども、利用するのが町民、子供、町民が利用するので、確かに危険やと思っていたんですね。

だから、これは速やかに行われると思っていたんですけども、それがやっぱり半年、僕らが聞いていた、確定ではないにしろ半年以上おくれたというのは、話を進めていなかったんでしょうか。それに合わせて話が進められていなかったのか、そもそも話をしていなかったのか、その辺はどうなんですか。

議長（杉岡義信君） 地方創生担当参事。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 失礼いたします。

内々での話というのをすると話がややこしくなりますので、正式に議事録としてありますのは、正式協議が始まりましたのは、先ほど言いました29年6月に連合長宛てに文書協議を提出していると。それ以降、文書回答をいただきまして、それを受けて事務レベル協議を5回ほど、4、5回しているというふうな形でございます。あと、内部協議についてはその都度しておりますので、決してほったらかしにしていたとかいうことじゃないことだけは御承知いただきたいと思います。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

町民が利用する施設でもありますので、8月末とは言わず、できるだけ早くお願いしたいと思います。

それで、最後に、この項目に対して最後に、教育委員会笠置分室が出た後、中央公民館の扱い等についてのスケジュールとかが決まっていれば教えてください。

議長（杉岡義信君） 地方創生担当参事。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまの御質問につきまして、所管が多課に分かれますので、当然町有財産になりますので総務財政課長か総務財政課もかかりますし、まちづくりという方向性でいろんな課も当然かんできますので、最終的にはその課が主体となって、住民の中でどういうものを望んでおられるのかということも反映しながらこれから協議されるものであるということ御理解いただきたい。

ということは、現在、取り壊すのか、あるいは何かで使うのかということまでの協議はされていないと。そこまで一遍に解決できる問題ではないというふうに、これは慎重な協議も必要だと思いますので、早急に決まるケースもあるでしょうけれども、十分な協議を経て取り扱いを決めるべき案件というふうに認識しておりますので、また貴重な御意見をいただければと思います。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

すみません、ちょっともう一つ。つむぎてらすをつくる時に耐震や維持に費用がかかるということやったんで、教育委員会が出ていけば取り壊す方向で話が進んでいくのかと思ったんですけれども、違うんですかね。

議長（杉岡義信君） 地方創生担当参事。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまの御質問に対してお答えさせていただきますが、そういう視点はまず根本にありました。耐震に全く満ちないし、利用価値も改修したところでそれほど見込めない。それで、危険性があるというふうなところで、ここでの再生はない。ただ、ほかの目的、例えば倉庫であるとかいうところについては、基準的にはどうかというところがまだ未協議でございますので、あそこを、活動の場としてあの施設を使うというところはまずないという前提でほかの用途というところを、いろんな使い方の協議をしていくということ御理解いただきたいと思います。以上です。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

そうすると、教育委員会が出ていく8月末が期限ということわかるんですけども、そのときには、そしたら出ていった後の中央公民館の方向性も決まるというふうに考えていいですか。

議長（杉岡義信君） 地方創生担当参事。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまの御質問にお答えさせていただきますが、特段緊急性を要しないものという判断があれば並行協議になると思います。緊急性が出れば早急な答え、多課に分かれますけれども緊急的に対応を考えなければならないとは考えておりますが、今のところ特段その緊急性という面についてはないように考えておりますので、あわせて並行協議をさせていただきたいと思います。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。ありがとうございます。

続いて、公営住宅並びに空き家バンクについて質問させていただきます。

前回の9月の議会で建設課長、石川課長からも西村町長からもいろいろ調べてもらい、町長からは早急に整備にかかる前向きな答弁をいただいてうれしく思っておりますが、前回の議会が終わってから今現在どういう、目的外使用についてどういう動きがあるか教えてください。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 西議員の御質問にお答えしたいと思います。

公営住宅の目的外使用について、今どのような動きがあるかという御質問でございます。

目的外使用につきまして、それに向けて、それに限ってというわけではございませんが、本年度予定しております有市住宅の浴室のバリアフリー、耐震工事の実施に向けまして、現在準備を進めているところでございます。

なお、お住まいになりながらの工事の実施となりますので、特に耐震工事は工事の実施方法や設計等時間を要しております、工事の実施については浴室改修も含めまして次年度に繰り越しての実施を見込んでいるところでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

前にも1回聞いたと思うんですけども、確認として、現在公営住宅の全戸数、空き戸数、耐震等が済んでいる戸数をお教えいただきたいのと、あともう一つ、移住のためにどれぐらいの問い合わせがあるかという質問をしたかったんですが、これはほかの議員さんのときに6家族9名というのが出ていたので、それは結構です。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 西議員の御質問にお答えさせていただきます。

現在の公営住宅の管理戸数でございますが、73戸ございます。空き戸数につきましては27戸ございまして、そのうち貸し出しの対象としている戸数につきましては、11月末現在で14戸になっております。浴室の改修が完了しておりますのは有市住宅で5戸。今年度4戸計画しておりますが、未対応は有市住宅、空き戸数も含めまして21戸ございます。奥田住宅も5戸、計画としてはございます。

耐震につきましては、今年度耐震工事を1棟予定しておりますが、ほかにつきましては未着手でございます。5棟ございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

笠置町としては、移住促進とかもやっているんで進めておられると思うんですけども、前回の質問のときも耐震が終わっていないとかの理由でなかなか貸し出せないという答弁があったと思うんですけども、笠置というのは今いろんな意味で一つのピークをここ2年で迎えようとしているのかなと思っています。

例えば、ボルダリングが「笠置ROCK!」によって知名度が上がりました。笠置町内でもね。それが、オリンピックが2年後にあるんでそれに向けて、笠置もそれに乗っかっていかなあかんと思うんですけども、もうひとつ笠置町としては乗り切れていないと思うんですね。そのときに、例えば問い合わせとかがあって、実際に先ほどほかの議員さんの質問があったときに、空き家がホームページに載っているのは1件、でも実際に登録待ちが合わせて4件あると。それで、実際に公営住宅もあきが27戸、うち使えるのが14戸。このうちの幾らかを、公営住宅の場合は目的外使用許可を出さなあかんのですけれども、申し込んでおられる方の了解をもらって、その耐震の前とか、ある程度自分たちで補修するのを込みで空き家を貸すとかということではできないんでしょうか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 西議員の御質問にお答えしたいと思います。

9月の議会でも答弁させていただきましたが、住宅担当課としましては、住宅促進事業というものは、ストック住宅でありますところの耐震工事や浴室のバリアフリーなどハード整備を一定完了してから、安全性の確保、施設の整備等現状の課題を整理されてから進めたいと思っております。限られた予算の中で少しずつではありますが、ハード整備を今進めているところでございます。

どのタイミングで目的外利用に切りかえるのかということは、一定のハード整備完了後で

あるとは思いますが、現在住めないわけではございませんし、その活用というものは町の方針という中でこれ、決まってくるものであると思います。また、そういうことにつきましては、移住促進を担当しております商工観光課や関係機関との調整も必要になってくると思いますし、その住宅の活用、未整備の中での住宅の活用を町として提供していったものなのかという根本論にもわたってくると思います。そういった中で、いろんな調整をした中で結論といいますか、方針の決定というのが必要になってくるかだと思います。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

町長、町の方針だそうです。町長がどう言うかで各課が動く。町長、どう思いますか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 前回の議会におきまして、公営住宅を目的外使用にしていきたい、していくと、そういう答弁をさせていただきました。これにつきまして、住宅選考委員会の方々にも相談をさせていただきまして、前向きな答弁をいただいたところでございます。町として、公営住宅の目的外使用、移住者を迎える、そういう住宅にも供給していく、そのようなスタンスでこれから取り組んでいきたいと考えております。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

笠置には、ゆっくりしている多分時間はないと思うんです。できるだけ早く指示を出してください。お願いします。

それと、空き家なんですけれども、先ほどほかの議員さんが言われましたが、ホームページには、きょう朝一で出してきたんですけれども1件しかなかったです。それで、後で聞くと、これを合わせて4件。その残りの3件分はいつから把握していて、今まだ載せられていないのでしょうか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの西議員の御質問にお答えさせていただきます。

現在、申請があつてホームページ等に整備されていない物件ですが、9月ごろから申請の相談がありまして、11月ごろには全ての物件が出そろっていた状況でございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

こういうのもやっぱりスピードやと思うんですけども、地域おこし協力隊の子も僕が聞いたうちでは週末だけではありますを手伝ってくれていると思うんですけども、そういう人を活用して、できるだけ早く進めていってほしいと思います。

ただ、もう一つ、僕が議員になって初めてのときの質問でも言ったと思うんですけども、空き家バンク、笠置町のホームページは空き家バンクが物すごく見にくいんですね。何か出してくるとファイル、ファイル、ファイル、ファイルとなっているんで、そういうのって、例えば町外の人が笠置町に興味を持って探したときに果たして見たいと思うかなんですね。せっかくお金かけてつくったホームページなんで、もう少し見やすいホームページにならないかというのを前にも質問したと思うんですけども、どうなんでしょう。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの西議員の御質問にお答えさせていただきます。

移住政策が進んでいるところは、私もホームページを見ますとやはり家だけではなくて、そこに住んでどのような仕事があって生活ができていけるか、そういったことが一目でわかるようなホームページのつくりになっております。笠置町のほうもそのような他のホームページを参考にし、ホームページだけではなくて町内にいらっしゃる移住呼びかけ人さん、また地域おこし協力隊、そして京都府、また大阪、東京等で移住コンシェルジュとして窓口を持って提供していただける方々、そういった方々と連携を密にしてこの空き家バンク移住を進めていきたいと考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

それに関連してなんですけれども、いろいろほかの自治体でどんなことをやっているかというのをちょっと調べてみたんですけども、すごくもう、ホームページを開いてすぐ出てきました。多分見えないとは思うんですけども。条件はありますが、何年か住めば家、土地が無償で譲渡されるという自治体も結構ありました。先ほど言われましたけれども、仕事に関してもいろいろ相談に乗ってくれるとかいうのもありましたし、笠置町としても魅力的な政策を打ってもう少し注目、まず注目されないと意味がないんで、注目されるような何か施策も打ってほしいとは思っています。

ただ、もう一つ、建物の公営住宅、空き家バンクもそうですけれども、更地で使えるところ、例えば土地を探しておられる人も、家は自分で建てたい、土地だけを探しているという

方も多分おられるとは思いますが、そういう問い合わせ、またはそういう利用できる土地は笠置にはあるのでしょうか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。

西議員の言われた、町有地というところかというところなんですかね。町有地は、更地といいますか、建物のない、土地だけというところも町としては持っております。ただ、それを、ほかの自治体で売却されているというところも、資産の活用で売却されているというところも聞きますが、まだ申しわけないですけども笠置町としてその方針といいますか方向性は出ておりませんので、仮に売却するような土地が出てきましたら、土地が出たというか、売却しようかということになりましたら、そういう要望にも応えられるかなと思います。

ちよっとうちのほうでそういうケースがなかったのも、他の自治体がどのようにされているかということも調べないといけないと思っておりますので、すみません、ここでできますということはちょっと今すぐ御返事できないということで御了承いただきたいと思っております。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

そうですね。やっぱり今回、朝出してきたやつの家賃は3万円なんですけれども、たしかほかのは5万円とか、そのときに家賃の設定を聞くと家主の意向というのもありましたけれども、この1件残っているやつは結構残っていませんか。時間的に、ずっと残っていませんか。これって原因は何かというのを考えはったことはあるんですかね。ただ、ここは3万円なんで、高いから入れへんというわけではないんでしょうけれども、果たして見てはるかどうかですね、これを。人が、町外の人がこれを見てはるかどうかやと思うんですけども。これって自分たちで見やすいように変えられるんですかね、ホームページというのは。どうですか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの西議員の御質問にお答えさせていただきます。

ホームページの内容でございますが、当課のほうで内容を見やすく変えるということは可能でございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

できるのなら、早く魅力ある見やすいホームページに変えていってほしいと思います。
次の質問に入ります。

最近の役場で、これ不祥事と言っていいんでしょうか、公金の紛失というのは不祥事なんでしょうけれども、いろいろありましたが、そのときに委員会付託された、第51号の特別職の給与の額の特例に関する条例の一部改正では委員会付託になりましたが、そこで改善計画も一緒に説明を受けました。その改善計画の履行のスケジュール、検証、またこの期限、いつまでにできるかどうかというのを町長、副町長、お答えください。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの西議員の御質問にお答えをさせていただきます。

改善計画といいますか、改善項目としては9項目を上げさせていただきました。これが全てであるとは思っておりません。やるべきことはたくさんあるだろうと思っております。既に手続的なこと、例えば公金の扱いに関してのルールでありますとかそういったことは着手をし、周知も図っております。これは当然1回だけじゃなく、何度もそういったことはしなければなりません。公金の取り扱いマニュアルの作成に関しましても、年度内に作成し、周知を図るというスケジュールで進めさせていただいております。

また、一番大きなことといいますか、やはり力を入れなければならない職員の意識の改革でありますとか体系的な研修でありますとか、そういったことに関しましては年明けに、実は研修をどういうふうにやっていくのか、あるいはどんな研修が必要なのかというのを職員のある中堅層を対象として議論をさせていただきながら、みずからのやはり課題、みずから取り組まなければならない問題としてどういう意識改革、どういう研修が必要かという、そういう対話を年明け早々から始めさせていただこうと思っております。

多少手間暇はかかりますが、中堅層あるいはそれよりも下の層を対象とし、自分たちが日ごろ目にしていることに関しての問題意識、今回の事案もそうですけれども、そういったところから、みずからどうすればいいのか、どういったことが必要なのか、自分たちはどういう目標を持って仕事に取り組めばいいのかというようなところの意見交換、対話を重ねさせていただき、それに必要な研修の体系といったものを組み立てさせていただきたい。今のところそういうスケジュールで考えております。

なお、研修の実施は平成31年度から、おくれをとることなく研修体制をしっかりと確立し実施させていただきたいと、このように考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

この12月議会に研修の追加予算がなかったので、多分、通常研修で今年度はやっていかれるとは思いますが、来年度の予算に研修の予算は組まれているでしょうか。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの西議員の質問にお答えさせていただきます。

研修に必要な予算は、来年度当初予算に編成をさせていただきたいと考えております。

なお、その研修というものもいろいろ内容がございます。例えば職員を送り出す、派遣と申しますか、OFF-JTと言われている研修、また講師を招聘する研修があります。また、自己啓発ということで、職員みずからの気づきによる成長を支援する、そういった研修もございます。いろんな研修の体系を組み合わせながら、それに必要な予算というものは措置させていただきたい、このように考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

先ほどの改善計画の検証という部分なんですけれども、町民にもわかるような形でしてほしいんですけれども、それをどういう形で今後していかれる予定か、お聞かせください。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの西議員の御質問でございますが、研修あるいは人材育成の検証というのは大変難しいと考えております。ただし、難しいとはいえ、効果測定と申しますか、その研修や人材育成にどう効果があったのかに関しましてはやはりしっかりとさせていただきたい。

そのためには、今考えておりますのは、研修あるいは人材育成につきまして、そのリーダーとなるべき人間を内製化したい。つまり、職場の中にそういう人間がいて、日常的に行った研修あるいは人材育成の取り組みでどのように本人に変化があったのかということを見近で見るといふふうにやっていきたいと考えております。

対外的にどのような仕組みでやるかについては、今のところまだ確たるアイデアはございませんが、やはり外の目から見て笠置の職員がこう変わったな、あるいはまだまだだなというふうな御意見をいただける機会、そういった場をどのようにセッティングするかにつきましては、ぜひ何らかの形でそういう場をつくりたいと、そのように考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

確かに改善計画の検証というのは難しいと思います。ただ、ここで、じゃ、ああ、そうですか、これで一般質問を終わりますと言ってしまえばこれで終わり、ようわからんとなってしまうかもわからないですけども、これは僕、議員になってからこの空き家バンク等に関してはずっとやらせてもらっているんですけども、多分ほかの議員さんもそうでしょうけれども、議会ごとにこういうのがどうなっているねんというのが出るんで、そういうのがわかるようにまた報告のほうをお願いしたいと思います。これで一般質問を終わります。

議長（杉岡義信君） これで西昭夫君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

これより暫時休憩します。

休 憩 午後2時16分

再 開 午後2時42分

副議長（松本俊清君） 休憩前に引き続き再開します。

副議長（松本俊清君） 保健福祉課長から、諸般の都合のため欠席届が提出されましたので、報告いたします。

ただいま議長、杉岡義信君から議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

副議長（松本俊清君） 異議なしと認めます。したがって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

副議長（松本俊清君） 追加日程第1、議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって杉岡義信君の退場を求めます。

（杉岡義信君退場）

副議長（松本俊清君） 職員に辞職願を朗読させます。事務局長。

事務局長（穂森美枝君） それでは、辞職願を朗読いたします。

平成30年12月26日、笠置町議会副議長、松本俊清殿。

笠置町議会議長、杉岡義信。

辞職願。

このたび、一身上の都合により、議長の職を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。
以上でございます。

副議長（松本俊清君） お諮りします。杉岡義信君の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

副議長（松本俊清君） 異議なしと認めます。したがって、杉岡義信君の議長の辞職を許可することに決定しました。

杉岡義信君の入場を許可します。

（杉岡義信君入場）

副議長（松本俊清君） 杉岡義信君に申し上げます。議長の辞職について、許可することといたしました。

副議長（松本俊清君） ただいま議長が欠けました。

お諮りします。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

副議長（松本俊清君） 異議なしと認めます。したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに議長の選挙を行うことに決定しました。

副議長（松本俊清君） 追加日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

副議長（松本俊清君） ただいまの出席議員数は8人です。

次に立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に西昭夫君並びに向出健君を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

副議長（松本俊清君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。白紙は無効とします。
投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と言う者あり)

副議長(松本俊清君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

副議長(松本俊清君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順番に投票をお願いします。

(点呼、投票)

副議長(松本俊清君) 投票漏れはありますか。

(「なし」と言う者あり)

副議長(松本俊清君) 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。西昭夫君及び向出健君、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

副議長(松本俊清君) 選挙の結果を報告します。

投票総数8票、有効投票8票、無効投票0票。

有効投票のうち、杉岡義信君3票、西岡良祐君3票、大倉博君2票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は2票であり、杉岡義信君と西岡良祐君、大倉博君の得票数はいずれもこれを超えております。杉岡義信君と西岡良祐君の得票数は同数です。この場合、地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定に準じて、くじで当選人を決定することになっています。

杉岡義信君、西岡良祐君が議場におられますので、くじを引いていただきます。くじは抽せん器で2回引きます。1回目はくじを引く順序を決めるためのものです。2回目はこの順序によってくじを引き、当選人を決定するものです。赤玉が当選人と決定します。西昭夫君、向出健君、くじの立ち会いをお願いします。

まず、くじを引く順序を決めるくじを行います。引く順序は議席順とします。西岡良祐君、くじを引いてください。

(くじを引く)

副議長(松本俊清君) 杉岡義信君、くじを引いてください。

(くじを引く)

副議長（松本俊清君） くじを引く順序が決定しましたので報告します。まず初めに杉岡義信君、次に西岡良祐君。以上のとおりです。

ただいまの順序により、当選人を決定するくじを行います。まず、杉岡義信君、くじを引いてください。

（くじを引く）

副議長（松本俊清君） 西岡良祐君、くじを引いてください。

（くじを引く）

副議長（松本俊清君） くじの結果を報告します。くじの結果、杉岡義信君が当選人と決定しました。したがって、杉岡義信君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

（議場開鎖）

副議長（松本俊清君） ただいま議長に当選されました杉岡義信君が議場におられます。会議規則第33条第2項によって当選の告知をします。議長就任の挨拶をお願いします。

議長（杉岡義信君） 議長就任に当たりまして、一言御挨拶をさせていただきます。

ただいま議長選挙の結果、不肖、私が議員各位の御推挙によりまして議長の重責を担うことになりました。まことに光栄の至りに存じます。もとより浅学非才でその器でないことは承知しておりますが、ここに皆様の御推挙を受けた上は身を挺して報いるとともに、さらなる笠置町の発展のため住民の負託に応えてまいりたいと思います。

誠意を尽くして事に当たり、公正を主として議会の円満なる運営を図り、町政の進展と地方自治の発展のため、最善の努力をいたす所存でございます。

ここに議員各位の一層の御支援、御協力をお願いいたしまして、就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

副議長（松本俊清君） これで議長の職は終了しました。皆様の御協力によりつつがなく議事運営ができましたことを感謝申し上げます。ありがとうございます。

議長、議長席にお着きください。

議長（杉岡義信君） この際、暫時休憩します。

休 憩 午後3時12分

再 開 午後3時30分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

議長（杉岡義信君） ただいま副議長の松本俊清君から辞職願が提出されました。

お諮りします。副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認めます。したがって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

議長（杉岡義信君） 追加日程第3、副議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって松本俊清君の退場を求めます。

（松本俊清君退場）

議長（杉岡義信君） 職員に辞職願を朗読させます。事務局長。

事務局長（穂森美枝君） 辞職願を朗読いたします。

平成30年12月26日、笠置町議会議長、杉岡義信殿。

笠置町議会副議長、松本俊清。

辞職願。

このたび、一身上の都合により、副議長の職を辞職したいので、許可されるようお願いいたします。以上でございます。

議長（杉岡義信君） お諮りします。松本俊清君の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認めます。したがって、松本俊清君の副議長の辞職を許可することに決定しました。

松本俊清君の入場を許可します。

（松本俊清君入場）

議長（杉岡義信君） 松本俊清君に申し上げます。副議長の辞職については、許可することといたしました。

議長（杉岡義信君） ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、

直ちに選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) 異議なしと認めます。したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4とし、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

議長(杉岡義信君) 追加日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

議長(杉岡義信君) ただいまの出席議員数は8人です。

次に立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に西昭夫君及び向出健君を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

議長(杉岡義信君) 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。白紙は無効とします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

議長(杉岡義信君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順番に投票をお願いします。

(点呼、投票)

議長(杉岡義信君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。西昭夫君及び向出健君の開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

議長(杉岡義信君) 選挙の結果を報告します。

投票総数 8 票、有効投票 7 票、無効投票 1 票です。

有効投票のうち、向出健君 1 票、田中良三君 2 票、坂本英人君 2 票、松本俊清君 2 票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 2 票であります。田中良三君と坂本英人君、松本俊清君の得票数はいずれもこれを超えております。田中良三君、坂本英人君、松本俊清君の得票数は同数です。この場合、地方自治法第 118 条第 1 項の規定は、公職選挙法第 95 条第 2 項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっております。

田中良三君、坂本英人君、松本俊清君が議場におられますので、くじを引いていただきます。くじは抽せん器で 2 回引きます。1 回目はくじを引く順序を決めるためのものです。2 回目はこの順序によってくじを引き、当選人を決定するものです。赤玉が当選人と決定します。西昭夫君及び向出健君、くじの立ち会いをお願いします。

まず、くじを引く順番を決めます。くじを行います。引く順序は議席順とします。田中良三君、くじを引いてください。

(くじを引く)

議長 (杉岡義信君) 坂本英人君、くじを引いてください。

(くじを引く)

議長 (杉岡義信君) 松本俊清君、くじを引いてください。

(くじを引く)

議長 (杉岡義信君) くじを引く順序が決定しましたので報告します。まず初めに田中良三君、次に松本俊清君、次に坂本英人君。以上のとおりです。

ただいまの順序により、当選人を決定するくじを行います。まず、田中良三君、くじを引いてください。

(くじを引く)

議長 (杉岡義信君) 松本俊清君、くじを引いてください。

(くじを引く)

議長 (杉岡義信君) 坂本英人君、くじを引いてください。

(くじを引く)

議長 (杉岡義信君) くじの結果を報告します。くじの結果、坂本英人君が当選人と決定しました。したがって、坂本英人君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

議長(杉岡義信君) ただいま副議長に当選されました坂本英人君が議場におられます。会議規則第33条第2項によって当選の告知をします。副議長就任の挨拶をお願いします。

副議長(坂本英人君) ただいま議員各位の御推挙により、笠置町議会副議長の重職につくことになりました。まことに光栄の至りと存じます。

議長とともに誠意を尽くし、公正と議会の円滑なる運営を図り、町政発展のために努力いたす所存です。

議員各位の御協力を願ひまして、簡単ではございますが副議長就任の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長(杉岡義信君) 追加日程第5、議席の一部変更の件を議題とします。

議長、副議長選挙に伴ひまして、会議規則第4条第3項の規定によって、議席の一部を変更します。

松本俊清君の議席を6番に、新副議長、坂本英人君の議席を7番に変更することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) 異議なしと認めます。したがって、松本俊清君の議席を6番に、新副議長の坂本英人君の議席を7番に変更することに決定しました。それでは、それぞれの議席にかわってください。

これより暫時休憩します。

休 憩 午後3時59分

再 開 午後4時18分

議長(杉岡義信君) 休憩前に引き続き再開します。

休憩中に、いこいの館運営特別委員会副委員長の互選がありました。副委員長に西昭夫君が就任されましたので、御報告いたします。

議長(杉岡義信君) 日程第2、委員会の閉会中の継続審査及び調査の件を議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり委員会の閉会中の継続審査及び調査とすること

に御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

議長(杉岡義信君) これで本日の日程は全部終了しました。

これで会議を閉じます。

平成30年12月第4回笠置町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉 会 午後4時19分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 杉 岡 義 信

前副議長 松 本 俊 清

署名議員 西 昭 夫

署名議員 向 出 健